

資料5

令和7年11月14日

子ども・若者部

児 童 課

児童館における子どもの居場所フロッターの本格実施について
(令和7年9月3日「子ども・若者施策推進特別委員会」資料)

1 主旨

令和5年度に区が実施した「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する検討会」(以下、「検討会」という。内容は別紙1参照)において、児童館の役割として提言された内容に基づき、令和6年4月よりモデル実施している「子どもの居場所フロッター(※)」について、この間の取組みを踏まえ令和8年度から本格実施する。

※「子どもの居場所フロッター」(以下、「フロッター」という)とは・・・

施設運営に縛られずに自由に活動することで、子どもと居場所、居場所と居場所をつなぐコーディネート等を担う児童館職員の呼称。

2 検討会での提言及びこれまでの取組み

(1) 提言の要旨

児童館が、子どもと居場所または居場所間の橋渡しとなる役割を担い、居場所全体の連携強化や質の向上に向けたコーディネートの取組みを拡充する必要がある。

(2) 取組み内容(詳細は別紙2参照)

上記提言内容を具体化するため、令和6年4月より等々力児童館、粕谷児童館にフロッターを1名ずつ試行的に配置※し、以下①～⑤の取組みを進めている。

※児童課、児童館、新BOPに勤務する児童指導の副係長及び主任を対象に公募し、面接等により2名を選任。なお、フロッター配置館は、常勤職員1名を増員。

- ①子どもの居場所の把握・情報発信
- ②子どもが居場所を利用する際の同行支援
- ③子どもの居場所間の顔の見える関係づくりに向けた定期的な訪問活動
- ④子どもの権利の周知・啓発
- ⑤居場所の専門機関等を集めた事例検討会や情報連絡会等の実施

3 取組みを踏まえた効果と課題

(1) 効果

①子どもの居場所の充実

子どものニーズを踏まえながら、積極的に児童館外へアウトリーチ活動を行うことにより様々な居場所を発見し、そうした居場所の情報を可視化することで、子どもたちに分かりやすくその情報を伝えることができた。また、情報が与えられたとしても子どもだけでは行きにくい居場所にフロッターと一緒に掛けていくことで、子どもたちが安心して居場所に立ち寄り、利用するきっかけづくりにつながっている。

②居場所間の連携強化

公設公営児童館の職員が居場所間のつなぎ役となることで、民間の居場所同士の連携はもとより、これまで民間の居場所が連携するにはなかなかうまくいかなかった学校や子ども家庭支援センター等、公的機関と民間の居場所の連携も生まれてきている。さらに、社会福祉協議会とは、子ども食堂やフードパントリー等の事業をきっかけに連携を深めたことにより、多世代間交流も進めることができ、地区における四者連携の充実にも寄与している。

③居場所の質の向上

フローターが中心になって関係各所に声を掛け、様々な居場所が集まり、それぞれの事例を共有しながら共に解決策を模索することにより、各居場所間の相互理解が深まるとともに、面的な支援体制の構築に寄与している。また、子どもの権利に関する学習会を開催し、管轄エリア全体で子ども対応の土台となる権利に関する知識や活動内容の質が向上している。さらに、フローターの活動が、これまで児童館職員として取り組んできているものの、職員配置数や事務量の問題でやりきれなかったことでもあるため、フローター以外の児童館職員の、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちに寄り添うことの重要性や必要性の再確認に繋がっており、児童館全体の質が底上げされている。

(2) 課題及び対応策

①運営体制の確保

複数の居場所間の定期的な訪問活動や子どもたちの同行支援など、フローターの取り組みは多岐に渡っており、これらの活動を持続的かつ安定的に進めていくためには、フローター配置館が適正な人員で運営されていることが不可欠である。しかしながら、児童指導については、令和9年度以降に予定している児童館の新規整備や、休職者に対応する応援職員の需要増などにより、これまで以上に必要数が増えている一方、福祉職採用選考の申込者数は大きく減少しており、その確保が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、令和6年度から、保育士・幼稚園教諭養成校である大学・短期大学への仕事内容の周知活動を開始するとともに、人事課とも調整のうえ、令和7年度からは福祉Ⅱ類採用選考の見直し（第一次選考における一般教養試験の免除）にも着手している。

②居場所間の更なる連携強化

居場所における子ども支援の質をさらに向上させ、効率的で強力的な支援体制を構築するためには、地域全体でさらに連携を強化していく必要がある。これまで連携が図れていなかった居場所の運営事業者に対しても、訪問と対話を重ねることで信頼関係を築くとともに、連携によって得られるメリットなどを具体的に伝えていくことで横のつながりを強化していく。

③各コーディネーターとの連携

子ども・子育て家庭への支援を重層的に取り組んでいくために、フローターをはじめとする各コーディネーター（子育て支援コーディネーターやユースコーディネーター等）が有機的につながり、密接に連携していく必要がある。そのために、公設公営の児童館職員であるフローターが情報共有や福祉的対応を協働的に推進することを目指し、各コーディネーターの中心的役割を担っていく。

4 フローターの本格実施に向けて

この間のモデル事業の取り組みにより、子どもの居場所の充実に向けた様々な効果、さらには四者連携を推進し、地域・地区の活性化に寄与する影響が確認できたことから、令和8年度から現在試行中の2館で本格実施するとともに、今後、各地域の児童館にフローターを配置する。

(1) 実施スケジュール

令和8年度	5地域へのフローター配置を目指し、すでに配置されている玉川地域の等々力児童館、烏山地域の粕谷児童館、未配置地域の1館に配置する。※未配置地域1館は今後調整。
令和9年度以降	福祉Ⅱ類の採用状況等を踏まえ未配置地域に順次配置していく。

※各地域に1名ずつフローターを配置した後、地域の範囲が広く、情報の把握や居場所間の連携等に負担や困難が多い地域においてはフローターを追加で配置することを目指す。

(2) 人員体制

実施館においては、常勤職員をフローターとして1名ずつ増員する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	9月	子ども・若者施策推進特別委員会報告
	11月	フローター選定（新規1名を募集）
令和8年	3月	フローター決定
	4月	フローター本格実施

～ 子どもとともにつくる地域の子どもの居場所 ～
児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書

令和6年（2024年）3月

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会

【目次】

はじめに.....	1
1 世田谷区におけるこれまでの取組み.....	2
2 国や都、区における議論等の状況.....	4
3 子どもが求める居場所について.....	6
(1) 子どもを取り巻く状況	
(2) 居場所に求める要素	
4 居場所の運営における現状と課題.....	7
5 子どもの権利の拠点づくりに向けた提言.....	9
(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて	
(2) 児童館の役割について	
コラム.....	15
資料	
子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査結果について....	21
(1) 調査概要	
(2) 調査結果	
委員名簿.....	43
検討経過.....	44

はじめに（子どもの声を聴き、ともに考え、ともにつくる居場所となるために）

昨年4月に施行されたこども基本法では、「こどもの意見表明」や「こどもにとっての最善の利益」、「こども参加」など子どもの権利が基本理念として打ち出された。

全ての子どもにとって、子どもの権利の擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所（注1）」を持つことはとても重要であり、子どものニーズに応じた多様な居場所を充実させていくため、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月に閣議決定された。

こども基本法の施行を契機として、今後は、日常の場面において意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点（注2）」の充実が重要となる。そのために、官民間問わず区内の全ての子どもの居場所が子どもの権利に関する共通認識を持ちながら連携し、居場所全体の質の向上を図っていく必要がある。そして、連携や質の向上に欠かせないのは、中心となって取り組むコーディネート機能の役割である。人員面や財政面で民間の居場所がその役割を担うことが難しい中、世田谷区においては、現在、地域の関係団体と連携・協力し、子どもの見守りネットワークの構築に中心となって取り組んでいるのが児童館であるため、その児童館がコーディネート機能を担っていくことが期待される。

本報告書は、子どもの権利の拠点づくりを推進していくにあたり、子どもの権利が擁護され、権利を実感できる場となるべく、世田谷区内の子どもの居場所が共有すべき理念や取り組むべき内容をまとめるとともに、子どもが自らの意思で行くことができる唯一の児童福祉施設であり、公の施設である児童館が今後担うべき役割を整理し、（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の策定に向け、提言を行うものである。

※本報告書内での「子ども」と「こども」の表記の違いについて

本報告書においては、「子ども」と「こども」の2種類の表記を使用しているが、世田谷区と国、東京都においてそれぞれの条例や法律で使用されている表記を踏まえ、世田谷区に関する内容については、「子ども」、国及び東京都に関する内容については「こども」の表記を使用している。

注1）こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。（上記のこどもの居場所づくりに関する指針より抜粋）

注2）本報告書において、「心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、全ての子どもにとって、遊ぶ権利や生きる権利、意見表明権などの子どもの権利が保障された居場所」を定義する言葉。

1 世田谷区におけるこれまでの取組み

(1) これまでの取組み

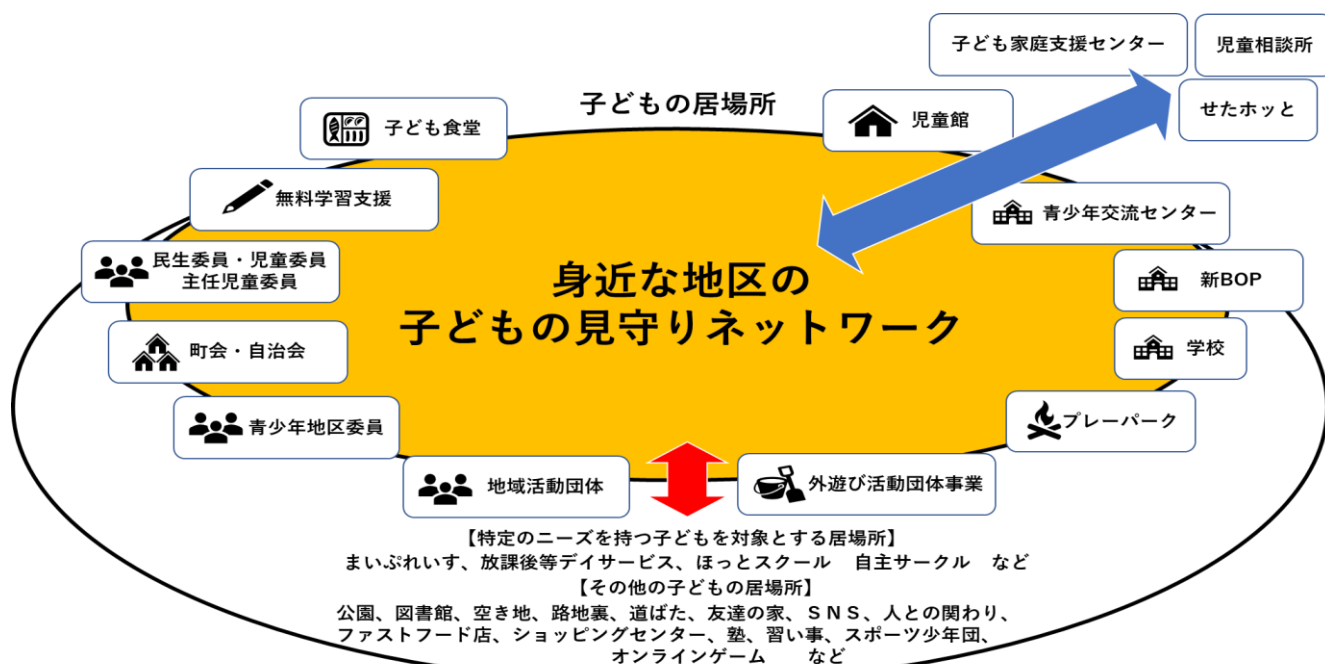
区では、平成13年（2001年）に23区初となる「世田谷区子ども条例」を制定し、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、本条例で規定する「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現に向け、子ども・子育てに係る支援に取り組んでいる。

令和2年度から6年度までの4年間を計画期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」では、「子ども主体（＝子どもは、自分に関わることについて自由に意見を表すことができ、決めることができる権利の主体者である）」を、計画全体を貫くコンセプトとし、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごせる環境づくりに取り組んできた。また、子どもや子育て家庭が抱える課題が多様化・複雑化する中、子どもの成長やライフステージの変化で支援や情報が途切れないような仕組みの構築を目指してきた。その中で、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実し、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区（注3）における相談支援機能・情報連携機能の強化を進めている。

こうした地域・地区における機能強化を図っていくため、児童館については、子どもの「遊び」を保障し、子どもに係る身近な相談や見守り等の支援を行う場として、区内の全28地区に設置する計画となっており、未整備地区における8地区において、これから整備を進めることとしている。

注3）世田谷区では平成3年から、本庁のほかに、区内を5つに分けた「地域」（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）に総合支所を、さらに各地域に分けた28の「地区」にまちづくりセンターを設置し、きめ細やかな行政サービスやまちづくりを行う地域行政制度を導入している。

【区内における身近な地区の子どもの居場所の全体イメージ】



(2) 児童館における課題

世田谷区の児童館は、様々な遊びによって子どもたちの体験を豊かにし、子どもや保護者の悩みを受け止めながら、保護者や地域とともに子どもの成長を支え、見守ってきた。

「遊び」は、誰かに管理・強制されるものでなく、自分で考え、選択し、決定するものであり、心身のみならず、協調性・創造性などの育ちと自ら成長していく土台づくりにつながる重要な営みで、児童福祉法において児童館の施設目的にも規定されている。

地域・地区がつながって子どもを見守ることが一層難しい状況がコロナ禍を経て加速する中、児童館では、遊びを通じた子どもとの関わりを大切にし、地域の支援機関や団体、人々と有機的に連携しながら見守りのネットワークを広げ、子どもや子育て家庭に対する相談支援機能の強化に取り組んできている。

しかしながら、児童館を利用しない子どもたちの情報や接点を得る機会が少ない状況にあるほか、児童館における相談支援機能は、未だ多くの区民に十分に認知されていないことが課題となっている。

一方で、近年、子ども食堂や学習支援事業など地域団体をはじめとした民間主導による子どもの居場所が増えてきている。こうした中で、地域全体における居場所の質の向上を図っていくためには、児童館が中心となり、居場所同士の関係強化や子どもが居場所につながりやすくするための環境づくり、児童館が持つ見守りのスキルやファシリテーション能力の横展開を進めていくことが子どもの居場所を支える地域団体からも期待されている。

さらには、こども基本法の施行を契機として、子どもの権利を実感できる居場所づくりが求められる中、「遊び」をはじめ「子どもの意見表明」や「最善の利益」などの子どもの権利の重要性を公の児童福祉施設の立場から、地域の子どもや大人へ周知・啓発していくことが必要となっている。

2 国や都、区における議論等の状況

(1) こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月 こども家庭庁こども家庭審議会）

地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、児童虐待相談件数や不登校、自殺者数の増加などこどもを取り巻く環境の厳しさが増す中、全てのこどもが自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していくために、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するという理念のもと、当該指針においては、こどもの権利を基盤とした居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点が示されているほか、各自治体に対し、自治体こども計画の中にこどもの居場所づくりを位置づけ、計画的に推進していくことを求めている。

【各視点に共通する事項】

- ・ こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ・ こどもの権利の擁護
- ・ 官民の連携・協働

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・ 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・ 地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・ 災害時における子どもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる など

②「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

- ・ 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・ 自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。など

③「みがく」～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・ こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに権利を実感できる居場所づくりを進める。
- ・ 居場所同士や関係機関が対話し連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・ 環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。など

④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・ 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。
- ・ こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

【こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等】

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要。

①地方公共団体の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。

②民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

(2) 放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性（令和5年3月 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会）

放課後児童クラブや児童館の喫緊の課題や今後のあり方について、こども家庭庁において継続的な議論ができるよう、現段階でできる整理を行い、今後の児童館等のあり方について、以下の内容等が示されている。

- ・こども基本法では国や地方公共団体に「こどもの意見を政策に反映する」ことを求めている。児童館がこれまで積み上げてきたノウハウ（ファシリテーションスキルや取組等）を横展開していくことが可能であり、更に児童館はこの取組を深めていく必要がある。
- ・公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供やボランティア等の人材養成、物資仲介等の面で積極的に支援することや、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待される。 など

(3) 東京都こども基本条例（令和3年4月1日施行）

都においては、「東京都こども基本条例」第7条において、こどもの遊び場、居場所づくりについて「都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、区市町村と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど環境の整備を図るものとする。」と規定している。

(4) 世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書（令和5年3月 世田谷区子ども・子育て会議子どもの権利部会）

これまでの世田谷区子ども条例や権利擁護を含めた子ども施策の評価・検証とともにまとめられた今後の施策展開への提言において、5つの視点のうちの1つに「子どもの居場所」を挙げ、主な内容として以下の提言がなされている。

- ・子どもの権利の視点から、「居心地がよく自分らしくいられる場所」と「自分の意見を表明し、受け止めてもらえる場所」としての「居場所」をしっかりと定義し、社会的養護の対象や不適切な養育環境にいる子ども、障害のある子ども等も含めた「すべての子ども」の「居場所」の確保に取り組む必要がある。
- ・「居場所」を運営する様々な主体や関わる人々に対して「子どもの権利」を周知して理解を促進していくとともに、ともに世田谷区の子どもに関わる仲間としてそれぞれの「居場所」が「繋がり」を持ち質の向上に努めていくべき。 など

3 子どもが求める居場所について

子どもが直面している現状や、居場所と感ずる場所として求められる要素等の実態を把握するため、区内の子どもを対象にインターネット調査（量的調査）及び対面によるインタビュー調査（質的調査）を実施し、調査結果を以下のとおり分析した。

（調査結果の詳細については、21 ページから 42 ページを参照）

（１）子どもを取り巻く状況

小学生、中学生・高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がない状況にある。

一方で、子ども自身の行動範囲の中に他の居場所が無く、特に公の施設である児童館や青少年交流センターを利用しない理由として、どの世代においても「家から遠い」ことが理由の上位に挙げられている。また、居場所の情報を把握しづらく、仮に新たな居場所を把握したとしても、その場所が安全かどうか子ども自身が判断するための材料や情報を伝える大人の存在が不足している。

インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）を居場所と感ずる割合が他の居場所と比べて相対的に高く、小学生から中学生・高校生世代に年齢が上がるとその割合がさらに高くなっている。インターネット空間だからこそ自分の素の姿を出せたり、声を上げられる子どももあり、大事な空間になっている。一方で、日常のリアルな空間において生きづらさを抱えていることで、インターネット空間を逃げ所としていることも推察され、その受け皿となる居場所がリアルな空間において十分整備されていないと考えられる。

また、「ホッとでき、安心していられる場所がない」と感ずる子どもにおいては、自己肯定感を持ちづらい状況にあることや相談できる大人の存在が不足している可能性が伺える。

（２）居場所に求める要素

各調査結果を踏まえ、子どもが居場所に求める要素を、以下のとおり、空間的要素、物的要素、人的要素の３つに分類を行い、整理した。

ア) 空間的要素

自分の家のようにゆっくりしたり、好きなことができる空間を求める声が多いほか、小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペースに対するニーズが高い。中学生・高校生世代では、大人や小学生、乳幼児がいない自分たちだけの空間をはじめ、お金がかからない空間、自習スペース、部活やご飯を食べた後にも利用できるよう、中学生は午後 8 時、高校生世代は午後 9 時まで開いてほしいというニーズが高い。

イ) 物的要素

お菓子を含めた食べ物や飲み物がある環境に加え、ゲームや学校の宿題をするための Wi-Fi やコンセントを求める声が多く挙がっている。また、ゆっくりできるクッションやベッドを求める意見もある。

ウ) 人的要素

小学生から高校生世代までを通じ、意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人を求める声が多かった。このほか、小学生では遊んでくれるスタッフがいることに関する意見が多かったが、その背景の一つとして、スタッフが忙しそうで遊んでくれない状況が挙がっていた。また、施設の中で禁止となっているルールについて、その理由が子どもに対して説明されていない状況が見られる。中学生・高校生世代においては、スタッフとの関係において頭ごなしでなく、対等な関係でいてほしいという声や、施設内のルールについては、自分たちの声を聴いてほしい、一緒に考えてほしいといった声もある。

4 居場所の運営における現状と課題

子どもを対象とした各種調査の結果も踏まえながら、日々の子どもの居場所の運営や地域・地区で子どもの見守りを行う中で浮き彫りとなった現状や課題等について、以下のとおり整理を行った。

①遊び場をはじめとした居場所の不足

上記3の子どもが求める居場所として、小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース、中高生世代では自分たちだけの空間とその空間がもう少し遅くまで（概ね午後8時や午後9時くらい）開いていてほしいというニーズがそれぞれ高くなっているが、現状においては、こうしたニーズに対応した遊び場や居場所が子どもの行動範囲の中で不足している。（37～42 ページ参照）

加えて、子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない状況も見受けられ、子どもの権利条約第31条で定める「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」を保障する環境として不十分な状況にある。

さらには、大規模災害などの非常時こそ子どもの権利が守られることが心の回復の観点からも重要であり、避難所等における子どもの遊び場の確保など非常時の子どもの居場所づくりに関して検討を進めていくことが重要である。

②子どもの声を反映する居場所運営

子どもを対象としたインタビュー調査結果では、居場所における運営のあり方やルールについて、子どもの意見をもっと聞いてほしいといった声や、禁止事項についてその理由を十分に説明されていないといった声があり、居場所によって、子どもの声を聴く文化に差がある。さらには、同じ居場所の中でもスタッフによって違いがあるケースもある。また、「話を聴いてくれるスタッフはいるが、何を言っても変わらない」という意見が小学生と中学生・高校生世代で共通して出されており、子どもの声を聴くだけではなく、動いてくれる大人の存在が十分でない状況にある。（37～42 ページ参照）

居場所には、子どもにとってそこにいる大人に意見を言えば、自分の提案が実現できる、課題解決につながるといったことを実感できる場であることが求められているものの、子どもの声を聴き、共に考え、行動に移すことの意義や重要性

について、居場所間や居場所内のスタッフ間においても認識に差があることが伺える。

③子どものニーズを捉えた環境づくり

中学生・高校生世代の声では、午後6時や午後7時で居場所が閉まってしまうのは早いといった声が出たほか、小学生においては、帰宅せずに放課後直接児童館に行きたいという声が挙がった。

また、子どもの声で要望が高かった「食」や「家のようにゆっくりできるスペース」、「自習スペース」のほか、居場所へのアクセスのしやすさなど、現時点で子どものニーズに居場所として十分に応えることができているかという点において課題が残っている。(37～42 ページ参照)

④居場所間の連携

居場所と感ずる場所は子どもによって様々であり、その時々や気持ちやニーズ、人間関係などに応じて、たくさんの居場所の中から子ども自身が選択できることが重要であるが、そのためには、居場所同士が連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要がある。

現状では、イベント等において居場所同士が知り合う機会はあるものの、日常的に深いつながりを持って居場所の運営を行っている事例は少ない状況にある。

また、区内の子どもの居場所の多くを占める子ども食堂や学習支援団体などは、地域住民等が運営の主体となっている団体が多く、人員体制や財政的な面で外部との連携強化を自発的に行っていくことは難しい状況となっている。

⑤居場所全体の質の向上

子ども食堂や学習支援団体などにおいては、地域住民や地域団体がそれぞれの理念や目的を持って活動し、地域・地区の子どもの居場所として子どもたちを支えてきているが、中には、子どもの成長とともに、関わりや見守りの手法に悩み、近隣の児童館に相談する事例があるなど、スタッフの知識やスキルの向上が課題となっている。

子どもの権利の拠点づくりの推進にあたっては、各団体の理念や目的を尊重しつつも、子どもの権利が擁護され、権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の理解、スタッフのスキルアップに取り組み、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要があるが、各居場所と連携して取り組んでいくための仕組みが整っていない。

さらには、居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の周知・啓発の取組みを地域・地区の子どもに関わる活動団体等に広く発信し、子ども自身が子どもの権利を実感できる空間を一層広げていくことが求められている。

5 子どもの権利の拠点づくりに向けた提言

(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて

①子どもの権利の拠点づくりに向けた共通理念の策定

乳幼児から中高生世代までの幅広い世代の子どもが、身近な地域・地区において子どもの権利を実感できる居場所を充実させていくためには、子どもの見守りネットワークを構成するそれぞれの居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもの権利を子ども自身が学び、行使することができる環境づくりをはじめ、子どもの権利を基盤とした運営を実践し、その取組みを地域の団体や活動、住民に広げていくことが重要である。これを踏まえ、子どもの権利の拠点における共通理念を以下のとおり策定し、本理念の共有がそのまま子どもの権利を実感できる居場所運営につながるよう取り組んでいく必要がある。

子どもの権利の拠点における共通理念

【子どもの視点から】

- ・子どもが遊んだり、くつろいだり、自由に過ごすことができる。
- ・子どもが安心して自分らしくいられる。
- ・子どもが思ったり、感じたことを言うことができる。
- ・子どもがやってみたいと思うことを応援してもらえる。
- ・子どもが信頼できる人、味方と感じる人と出会うことができる。
- ・子どもがその時のニーズに合わせて居場所を選択できる。
- ・子どもが子どもの権利を知ることができ、権利を行使できる。

※「遊び」は、子ども自身が考え、選択することができ、おしゃべりをしたり、何もしないことなど広い意味を含むものであり、子どもが自らの存在を肯定し、心豊かに成長していくための重要な要素である。

【居場所運営の視点から】

- ・子どもの声を聴き、対話を大切にし、子どもと共に居場所をつくることを目指す。
- ・声にならない、言葉にできない声にも寄り添い、受け止める。
- ・子ども自身が意見を言いやすい環境をつくることを目指す。
- ・子どもの気持ちを大切にしながら、子どもと一緒に何が最善か考える。
- ・全ての子どもにとって、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、安心・安全に過ごすことができる場を目指す。
- ・他の居場所と連携して、地域の中で共に居場所づくりに取り組むことを目指す。
- ・子どもの権利を理解し、保障する。

②居場所間の顔の見える関係づくり

心身の状況や置かれている環境等に関わらず、子どもが自己肯定感や自己有用感を高めながら、幸せな状態で成長していくためには、子ども自身が安心して利用で

きる居場所を複数持ちながら、その時々状況に応じて居場所を選択できる環境づくりが重要である。

子どもが新たな居場所を利用する動機付けには、信頼できる大人からその居場所が安心して利用できるかどうかを教えてもらうことが子ども自身の判断材料として大きな要素となっている。(37 ページ参照)

そのため、居場所のスタッフ同士が顔の見える関係性を作ることにより、相互の居場所の取組みや雰囲気、スタッフの人柄などを十分に把握し、子どもに対して他の居場所を自信を持って紹介し合う状況を作り出していく必要がある。

③地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの共有

子どもが安心・安全に利用できる居場所を作り、かつ、継続していくためには、上記①の共通理念の共有に加え、時代やニーズに合わせた考え方のアップデートや居場所に関わる大人のスキルアップが欠かせない。

居場所間において、子どもの声を聴き、地域や社会に反映していく力や、見守りや遊びを通じた気づき、中高生世代との関わり、子育て経験者のノウハウなど日常の子どもとの関わりの中で活用できる知識やスキルを学び、共有できる機会を確保していくことで、地域の居場所全体の質の向上に取り組んでいくことが必要である。

④子どもの権利の理解と発信

子どもの権利の拠点づくりを進めるにあたっては、各居場所に携わる大人が、運営の基盤となる子どもの権利について、理解を深め、権利の意識を高めていく必要がある。その中で、権利侵害が起こらないためのチェックや振り返りを実践するとともに、権利が侵害された場合の対応フローについても作成・習得していくことが求められる。

さらには、子どもの権利の拠点として、各居場所が遊ぶ権利をはじめとした子どもの権利の重要性を地域に発信していくことが大切である。遊びは、子どもの生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。子どもの権利について発信することを通じて、外遊びをはじめ子どもが思いきり遊ぶことができる場や中高生世代の多様な遊びの空間などの子どもの居場所の創出を地域全体で支える気運を醸成し、塾や習い事等で子どもが居場所に行く時間が持ちづらい状況にある中(22、25、30、37、38、40 ページ参照)、遊ぶ権利や休む権利、そしてこれらを保障する居場所の重要性について、保護者に対する意識啓発につなげていくことも期待される。

⑤災害時における子どもの居場所の確保に関する検討

災害などの非常時にこそ、子どもの声を聴き、子どもの権利を守る居場所が必要である。居場所で自由に遊び、ホッとできることは、災害で傷ついた子どもの心身の回復をもたらす。

しかし、災害時には衣食住や大人の意見が優先され、子どもの遊びは後回しにされてしまいがちで、保護者が生活再建に向かうためには、その間の子どもの居場所が不可欠であるにもかかわらず、多くの避難所では子どもの居場所の確保が難しい状

況にある。子どもにとって遊ぶことは生きることと等しく、非常時であっても、避難した直後から遊び始める。その結果、これまでの災害では、遊ぶことを我慢せざるを得ない子どもたちや、周囲のまなざしを恐れ避難所から姿を消す親子連れがいることが報告されている。

区においては、平時から災害など非常時の子どもの遊び場や居場所の確保について、実態把握や検討を行うこと、避難所設営においても実効性のある子どもの居場所を組み込むこと、子どもの居場所や遊びへの理解を深めることが求められる。

⑥子どもの権利の拠点づくりを評価・検証する仕組みづくり

地域全体において子どもの居場所の質的・量的な充実を図っていくためには、まずは実態把握に取り組んでいくことが重要である。その上で、上記①～⑤をはじめとした子どもの権利の拠点づくりの取組みを子どもの声からの視点や権利侵害が起こっていないかといった視点などを踏まえて定期的に評価・検証していく必要がある。しかしながら、評価・検証自体が居場所の広がりや阻害することがないよう、各居場所の理念や独自性を尊重していくことにも配慮していかなくてはならない。こうした考え方を踏まえた評価・検証の仕組みづくりについては、国の動向を注視しながら、取り組んでいくことが必要である。

(2) 児童館の役割について

①子どもの権利の拠点づくりの中核としてのコーディネート機能の拡充

上記(1)に記載の項目を実効性のあるものとして実現していくためには、主体的に子どもと居場所または居場所間の橋渡しとなる役割が鍵であり、区内の児童館においては、すでにそういった取組みを実践している例がある。多くの居場所が人員的にも財政的にも余裕がない中、区の責務として区内の全児童館がその役割を担い、以下のとおり居場所全体の連携強化や質の向上に向けたコーディネートの取組みを拡充していく必要がある。

これにより、児童館として子どもの権利の拠点づくりを一層推進していくだけでなく、児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携した相談支援・見守りのネットワークを強化していく必要がある。さらには、まちづくりセンター等との四者連携の枠組みを活用して地区の課題把握・解決に子どもの声を反映していくことにより、世田谷区の地域行政を発展させていくことが期待される。

ア) 身近な地域・地区の子どもの居場所の情報把握及び発信

子ども自身が多様な居場所の情報を把握できるよう(37、40 ページ参照)、児童館は、地域・地区のネットワークを活用しながら、安心・安全に利用できる居場所の実態把握を行っていくことが重要である。その上で、地域全体で子どもをはじめ多くの人々に対して居場所の情報を発信していくためのプラットフォームの役割を担っていくことが求められる。

イ) 地域・地区における子どもの居場所との協力関係の構築

子どもの居場所が活動を継続していくためには、身近な地域・地区において相互に活動を支える存在が必要であり、児童館が率先して協力関係を構築していくことが求められる。

児童館として、近隣の居場所との定期的な接点を持ち、訪問先のスタッフと子ども支援について気軽に相談し合える関係性の構築に取り組んでいくことが必要である。さらに、児童館の施設や物品の貸出を一層促進していくことに加え、近隣の居場所と連携して事業を共催する中で、児童館職員が持つ遊びを通じた気づきのスキルをはじめ居場所双方の強みを共有するなど地域における居場所の充実に向けて相互にサポートし合える関係づくりを進めていくことが重要である。

ウ) 地域・地区の居場所の担い手を集めた情報連絡会の開催や学習機会の提供

近隣地域や地区全体の居場所間の顔が見える関係づくりに向け、児童館が主体となって、居場所の担い手を集めた情報連絡会等を開催するとともに、上記（１）③の地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの獲得に向けた学習機会を設け、日々の運営における情報交換や課題共有のほか、区関係所管課と連携した子どもの権利学習を行っていくことが必要である。

それぞれの居場所において強みとするスキルやノウハウの共有を図っていく中で、児童館では、子どもの見守りスキルや遊びを通じた気づき、子どもとの関係を築く技術、ファシリテーションスキルなどを居場所間で横展開していくべきである。

②子どもの権利の拠点づくりの中核を担うための児童館運営の強化

児童館が地域・地区の子どもの権利の拠点づくりの中核となり、居場所間のコーディネート機能を担っていく一方で、児童館自身においても子どもの居場所の一つとして、これまでの取組みを子どもの権利の視点で振り返り、さらなる充実に向けて取り組んでいく必要がある。

ア) 子どもの声を反映する取組みの強化

子どもを対象としたアンケート調査やインタビュー調査では、居場所のスタッフに求める要素として、意見や相談を聴き、共に考え、動いてくれる人を求める声が小学生から中高生世代を通じて多く挙がった。(37 ページ参照) 子どもの声が反映されることは、子ども自身の成功体験として自信となるだけでなく、声を上げることで何かを変えることができるという気づき、そのことが次の意見表明につながる。

世田谷区の児童館においても、子どもが意見形成をしやすい環境づくりや、子どもの声を児童館運営に反映したり、子どもと共に運営のルールづくりを行うことなどに取り組んできているが、改めてこれまでの取組みを子どもの権利の視点で振り返り、乳幼児を含めた子どもの声を聴き、反映していく取組みを強化していくことで、子どもと一緒に居場所づくりをさらに前進させて

いくことが求められる。そして、日常の運営のあらゆる場面で子どもの声を聴くことは、子どもたちが発する様々なシグナルをキャッチするためにも不可欠である。

さらには、区内全28地区において、四者連携（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局、児童館）による地区の課題把握並びに解決に向けた取組みが行われているが、この枠組みを活用し、児童館を通じて子どもの声を地域・地区の声として届け、子どもと共に考えていく仕組みを検討していくことが重要である。

イ) 子どもが居場所につながりやすくするための取組みの拡充

子ども自身が、その時々状況に応じて複数の中から居場所を選択できる環境づくりを進めるためには、近隣の居場所の情報発信だけでなく、子どもが安心して新たな居場所を利用することができるよう、職員による同行支援の取組みは有効な手法である。

また、児童館として、子どもにとってニーズの高い「食」をはじめとしたプログラムの実施や空間の創出、移動（出張）児童館などの取組みを一層推進していくとともに、特に中学生・高校生世代の取り巻く現状（37 ページ参照）を踏まえた開館時間の延長を行うなど、より多くの子どもが児童館を居場所として選択するための取組みを強化する必要がある。このことにより、子どもが困った時に頼ることができる身近な居場所として、必要な支援につなげたり、一緒に行動する機会を増やすことができる。

ウ) 児童館職員の行動規範・指針の策定

児童館が子どもの権利の拠点であるとともに、地域の子どもの居場所を支える存在でもあり続けるためには、これまで積み上げてきた子どもとの関わりにおける考え方や姿勢を言語化するとともに、子どもの権利の拠点における共通理念を踏まえた行動規範・指針を策定し、職員全体でさらに共有・浸透を図っていくことが必要である。

策定を通じて、日々子どもとの関わりにおける世田谷区の児童館職員が意識すべき基準や考え方を明確にするとともに、規範・指針に基づく定期的な振り返りや他施設等との事例の共有・検討などの取組みを推進し、館ごともしくは職員ごとではなく、全館共通の考え方のもとで子どもの権利を基盤とした運営や人材育成を一層充実していくことが求められる。

また、児童福祉法改正に基づく安全計画の策定を通じた安心・安全な環境づくりを含め、児童館が地域・地区における子どもの権利を実感できる居場所のロールモデルとしての役割を果たしていくことが期待される。

エ) 災害時における児童館の役割の再検討

能登半島地震では断水が広範囲に渡り、学校が再開しても給食提供ができず、簡易給食で下校時間が早まる状況が長期間続いている。そのため、子どもの放課後の時間が非常に長い時間となるほか、学校の校庭にも仮設住宅が建設

され、使用できなくなるため、学校以外の居場所のニーズは非常に高くなっている。

このことから、世田谷区の災害時の子どもの居場所づくりにおいては児童館が重要な役割を担うことが期待される。例えば、平時から地域の子どもの見守りネットワークの中核を担っている児童館職員が「遊び」の専門家の立場から、どんな場所が遊びに適しているか、こういった場が必要かなどを助言したり、避難所運営等において地域と連携した遊び場の設置に関わることなどが想定される。

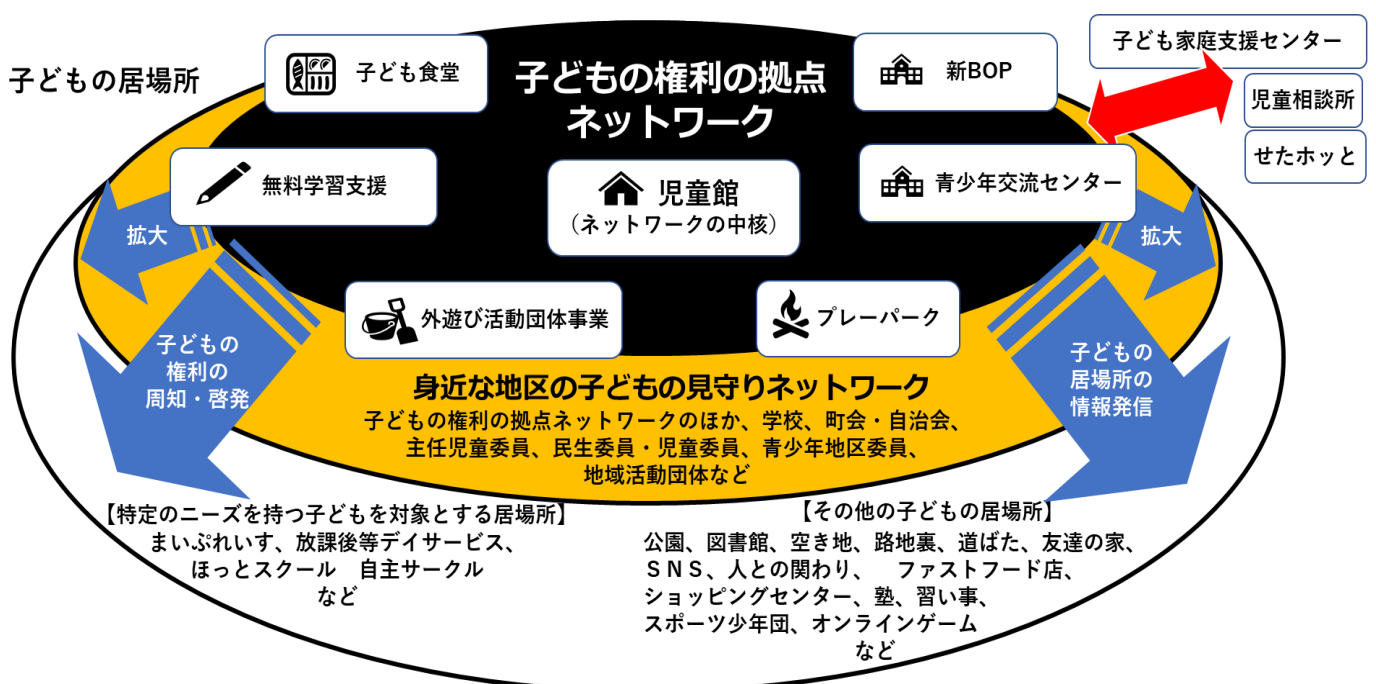
これを踏まえ、区として災害時における遊び場や居場所の確保のため、児童館職員の役割や配置方法などについて再検討を行うとともに、児童館機能の早期回復のための業務継続計画（BCP）の策定、遊ぶための道具の備蓄、地域との連携に向けた平時からの検討等に取り組む必要がある。

オ) 児童館における人員体制の強化

子どもの権利を基盤とした児童館運営の強化をはじめ、子どもの権利の拠点づくりに向けた地域・地区の子どもの居場所間のコーディネートなど、社会状況の変化や子どものニーズの多様化も相まって、公の施設としての児童館に求められる役割は非常に大きなものとなってきている。

児童館職員が高い意欲を持って子どもと向き合うことができるよう、人員体制の強化について検討するとともに、職員の人材育成に向けて、児童館同士の横のつながりをさらに広げ、好事例の共有や事例検討など具体的な取組みを充実していく必要がある。

【子どもの権利の拠点づくりに向けたネットワーク図】



コラム

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会では、子どもの居場所の運営団体や区民、学識経験者などそれぞれの立場から、活発な意見交換が行われました。

ここでは、「遊び」の奥深さや「子どもの声を聴く」ことの重要性など、検討会において何度も議論しつつも、報告書の本文に収めきれなかった各委員の想いや意見をコラムにして紹介します。

「あそび」とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

退屈知らず・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

遊びの時間は終わらない？・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

「遊ぶ」ということ・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

子どもの権利を身につけるために・・・・・・・・・・18

子どもの声をどう聴くか？・・・・・・・・・・18

諦めるのをやめましょう・・・・・・・・・・19

子どもの声を聴く重要性・・・・・・・・・・19

子ども食堂ってホッとするね～・・・・・・・・・・20

「あそび」とは？

NPO法人砧・多摩川あそび村 三瓶 七重

子どもの遊びと言っても大人がイメージしている群れて遊んでいる姿や、おもちゃで遊んでいる状態が「あそび」とは限りません。

大人は兎角、集団の中に入れない我子や、ぼーとしている様子を心配しがちですが、子ども（特に小さい）は、一緒に遊んでいないように見えても周りの子どもの様子を見ることや声を聞いているだけで遊んでいる気持ちになっています。時間をかけて少しずつ関わりを持っていくのです。また、ねんねの状態でも部屋に差し込む光や風、変化する影などを見つめたり感じたりすることも「あそび」になります。寝ている赤ちゃんが揺れている影を目で追っている時はしばらくそっとしておいてあげてください。

外にお散歩に行って、土や砂、葉っぱや木に触れること、風を感じる、音を聞く事も同様です。子どもが空をみて、ぼーとしていた時もそっとしておいてあげてください。

これらは幼児でも児童でも同じような事が言えます。そんな時、大人はせかしたり、止めさせたり、移動させることなく、心地よさを感じている子どもの時間を大切にしたいです。何かを感じている子どもの「あそび」を邪魔しないでほしいです。

子どもはどんなに小さくても、自分の力で何かを決めて、一歩を踏み出したり戻ったり、留まったりできるのです。

困っているように感じた時は優しく「どうした？」と聞いてあげてください。

「退屈知らず」

山野児童館 館長 清水 雅人

私は兄弟がなく、必然として長時間ひとりで遊ぶことが多く、それを辛いと感じた記憶もありません。カエル捕りやザリガニ釣りに時間を忘れて没頭しました。高度成長期の多摩川でザリガニを釣り、釣ったザリガニの腹の肉を齧って剥がし、次のザリガニを釣る餌にしていました。今も体が丈夫なのはこのせいかもしれません。その次に夢中になった魚釣りは、私にもっとたくさんのひとり時間を与えてくれました。

自転車の遠乗りはさらに優れもので、短時間でも（母のおにぎりがあれば）一日中でも自由自在です。行き当たりばったり遠くまで行く、あとは何とか帰ってくるだけという遊びです。初心者時代は飛行場の帰りに道がわからなくなって、泣きながら帰宅しました。私は自転車をこぎながら時には戦隊ヒーローのリーダー、時には警部から逃げる怪盗になって道路や河川敷を走り続けました。

今でもひとり山歩きが大好きです。けれど多くはありませんが大切な友達もいます。了

遊びの時間は終わらない？

世田谷区子ども・子育て会議公募区民委員 奥村 明日

「あれ？」虫刺され時のかきむしり防止にと購入したムヒパッチの箱が空になっている。割と高いあれだ。

「おかしいなあ…」

さっきまで家中をマスキングテープでぐるぐる巻いていた息子に聞いてみたが、今度は冷蔵庫のドアをペタペタ塞ぐのに夢中で聞こえていない。「ん？聞こえてる？」

息子のまあるい横顔に微妙な緊張感を感じた。

母の勘だ。

「ねえ。アンパンマンのムヒパッチ知らない？」「…」ヤツの視線が泳ぐ。

視線の先をたどると食卓の椅子…の脚？急いで座面の裏を覗き込んだ。

「うっそ～！？」

座面裏いっぱい新品ムヒパッチが貼りついている。いつの間に？

「ちょっと～！！」

振り返るもヤツの姿はない。気配を消して隠れたのだ。そう、これも遊びの一環。隠れんぼの始まりである。一気に疲れた私は冷蔵庫の扉を塞ぐテープを引きちぎり、息子お気に入りのアイスを手にとった。

「クッキー＆クリーム食べちゃおっかな～！」

大人げない反撃に出た。

子どもと生活すると、何だって遊びなのだと日々思う。大人にとって都合の悪いことも、腹が立つことも多いけど、大人が子どもの遊びを決めつけるのはナンセンスだよね。成らぬものは成らぬけど、ムヒパッチは勿体なかったけど、ディズニーとか、ゲーム機よりは安上がり。そう思うことにした。

「遊びの時間は終わらない」大好きな映画を思い出した。

「遊ぶ」ということ

世田谷区民生委員児童委員協議会主任児童委員 増田 ひろみ

「遊び」は子どもにとって、重要で必要不可欠なものだと思う。私が、子どもだった頃から半世紀が経って、子どもの周りにあるものは大きく変わったけれど、「遊び」の大切さは全く変わらないように感じる。昔はなかったインターネットで調べてみると、「遊び」とは「心を満足させること、楽しむこと」等と、その意味がまとめられている。これで私は合点がいったが、人生を充実させるのには、何歳になっても「遊び」が必要だし、だからこそ、子どもの頃に存分に遊び、遊び方をちゃんと覚えるのが、きっと重要なのだ。子どもの心を満足させるものは、おもちゃ、テレビゲーム、スマホ、と時代の変遷とともに新しいものが続々と現れている。私は中々全部についていけないけれど、歳を重ねて役に立っている遊びは、人と沢山関わり、コミュニケーションをとる遊びだ。友達、家族、親戚、近所の大人達、沢山増えた遊びの数と同じくらい、遊ぶチャンスが溢れている。人との関わりから、色々な自分や、他人の良さを発見できるように成長していくと、みんな何歳になっても自分の人生を楽しめるはずである。

子どもの権利を身につけるために

世田谷区立希望丘青少年交流センター センター長 下村 一

北欧においては、子どもの権利、特に意見表明権については学ぶものではなく、身につけるものとして考えられていると聞いたことがある。小さな頃から年齢に応じて意見表明の機会があり、その意見が所属するコミュニティの中で反映される。一例だが、子どもたちは給食に対して意見を言い、メニューにそれが反映されるそう。表明と反映が繰り返される中で、子どもたちはコミュニティの一員としての実感を持ち、意見表明をして影響を与えることの大切さを身につけていくのだという。まさしく民主性を獲得していくプロセスである。

子どもの権利条約の包括的な法律「こども基本法」が施行された今、日本でも子どもの意見表明を定着させる大切な時期である。そのためには児童館など子どもたちが日常的に過ごす場での意見表明が重要になってくる。子どもの想い、願い、声にならない心の声をさまざまな方法で聴く。意見を真摯に受けとめ、できることは実現する。難しい場合、なぜできないのかをきちんと伝え、どうしたらできるのかをいっしょに考える。子どもを一人の人として尊重する大人の姿勢が大切で、こうした大人と子どものやり取りが児童館の中で増えていくことを期待したい。

子どもの声をどう聴くか？

大妻女子大学 教授 加藤 悦雄

子どもの意見表明権（条約 12 条）における意見は、“view” の日本語訳です。そのため、ここで言う子どもの声には、子どもの意見はもとより、意向や意思、感じていることなどを含みます。言葉を習得する前の乳児も、快・不快などを感じて生きていますので、子どもの声には当然、乳児の泣き声や笑い声、表情の変化等も含まれています。わたしたちは子どもの声をどのように聴くとよいのでしょうか。

子どもの表現はとても多様ですので、私たちは五感（聴覚のみならず、視覚・触覚・嗅覚・味覚等）を用いて、子どもの声を受け止めることが求められます。例えば、乳児を抱いたとき、肌（皮膚）からもその子の気持ち（緊張している様子／安心している様子）が伝わってくるでしょう。わたしたちは、子どもの体感に根ざしたオノマトペなども用いて応答し、子どもの声を聴き続けることが大切です。

諦めるのをやめましょう

世田谷区子ども・子育て会議公募区民委員 奥村 明日

「わ～！ひろっ！」突然広がる空き地に次男は声をあげた。地主さんの持つ雑木林のように大きな家が、解体され更地になったのだ。

「ここボール公園になるといいね～」

「どうせマンションだよ」

9歳男児の当然のように諦めた声に切なくなる。しかし、夢を持てないのも無理はない。空地はことごとくマンションになってきたのだから。次男の通う小学校は教室の数が足りなくなりBOPの教室が潰された。現在は小道を挟んだところに移動し、新BOPの児童以外入室することはできない。この地に子どもが増えるのは嬉しい。もちろん大人もだ。だが、子ども達が四肢を伸ばせず窮屈そうに過ごす姿は見えていられない。

あの広い土地、ざっと20億だとして、ボール公園兼・災害時の子どもの遊び場拠点にならないかな。難しいかなあ。大人のわたしも当然のように諦めている。子どもには「諦めずにやってみようよ！」なんて偉そうに言ってるけど…恥ずかしいなあ。大人が諦めない姿を見せたいと思った。

「諦めるのをやめましょう」。(大谷選手風)

街づくり計画として、小学校の受け入れ規模とマンション建設をセットで考えたり、ボールで遊べる広場を「今」、つくるには、何をすればいいのかしら？

大人が「様々な諸事情で難しい」。と諦め後回しにする姿を子どもは見ている。そう思うと「今」、動く姿を見せたい。

熱い気持ちを胸に、今、私は後回しにしていた書類の整理をはじめた。

生活はつづく。

諦めず行動し「つづける」姿を子どもに見せよう。

子どもの声を聞く重要性

日本大学 助教 高石 啓人

これまでの議論から考えていることは子どもの声を聞き、反映させることの難しさです。検討会でも度々出ていますが、子どもの声を聞くという行為については段階があるように感じています。例えば、ただ子どもの声を形式的に聞く、ということもあると思います。その一方で、子どもの話を聞きながら真摯に相談に乗る、ということもあると思います。このように「聞く」という言葉の中身が多様であるように感じています。

また、聞いていたとしてもそれをどれだけ実行に移せるのかが大人側の課題だと思います。

いくら子どもの声を聞いていても結局、反映できないのであれば、子どもは声を発することを止めると思います。しかし制度上の制約から、子どもの声を反映することが難しいこともあると思います。この場合は、制度的な課題を解決するために、制度的な働きかけも必要ではないかと思います。

今後は子どもと一緒に拠点づくりを進めていくという考え方が重要になるのではないのでしょうか。

子ども食堂ってホッとするね～

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係長

尾崎 一美

世田谷区内の子ども食堂数は、78 カ所あります。

子ども食堂の定義は特にありませんが、共働きの家庭やひとり親家庭等で遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」や経済的理由による「欠食」などを少しでも減らすため、無料又は安価な料金で食事提供等を行う地域の住民活動の1つとされています。

子ども食堂には、さまざまな事情を抱えたお子さんも参加しています。その中のエピソードを2つ紹介します ある子ども食堂では、少し言葉遣いの荒いお子さんが参加しており、スタッフで協議し、対応方法について考えました。言葉遣いが荒いという『行為』についての注意はしても、そのお子さんの『存在』を決して否定しない空間であるよう心掛けて対応をしました。

しばらくして気が付くと、お子さんの表情も穏やかになり、言葉遣いにも少しずつ変化が現われ、スタッフと何気ない日常会話もできるようになってきたそうです。子ども食堂の代表者からは、「お子さんの成長をしっかりと感じています」とご報告をいただきました。

また、別の子ども食堂では、お子さんが不登校になり、地域の安心できる子どもの『居場所』を探していたお母さまから相談を受け、お子さんがスタッフとして参加するようになったことを聞きました。活動している時は、とても楽しそうに活動しており、そのことを聞いた副校長先生が活動場所に会いに来られました。お子さんの姿を見て『こんな笑顔で活動できるなんて』と驚かれたそうです。その後、副校長先生は、何度か子ども食堂にてお子さんとの対話を重ね、現在は、少しずつ学校にも通学できるようになってきているそうです。

子ども食堂は、食事等の提供を通じてお子さんやその保護者の方の『居場所』や『相談窓口』の機能とともに、地域での『交流拠点』という機能もあります。

参加するお子さんの中には、友達や家族には言えない悩みをスタッフさんに打ち明けたり、『〇〇を頑張ったよ！』といったことを話し、『凄いね～』と褒めてもらうことを楽しみにしているお子さんもいらっしゃいます。

世田谷区社会福祉協議会では、子どもたちが幸せに育つ地域社会を目指して、子ども達やそのご家族、活動の担い手の皆さんにとっての居心地の良い場所となるよう、子ども食堂への活動支援を継続してまいります。

【資料】

子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査結果について

(1) 調査概要

	①インターネットによる調査 (量的調査)	②インタビュー調査 (質的調査)
調査対象	①小学生 区立小学校 1～6 年生の子ども 3,000 人 低学年：1 学年 100 人×1～3 年生×5 校 計 1,500 人 高学年：1 学年 100 人×4～6 年生×5 校 計 1,500 人 ②中学生 世田谷区に居住する 12 歳～14 歳の子ども 3,000 人（各年齢 1,000 人ずつ）	①小学生 児童館 1 箇所及びプレーパーク 1 箇所 (それぞれ 5 名程度) ②中学生及び高校生世代 児童館 1 箇所及び青少年交流センター 1 箇所（それぞれ 5 名程度）
調査方法	調査依頼文のみ学校を通じて配布（中学生は郵送）し、インターネットによる回収	調査対象施設へ伺い、インタビュー形式で実施。（スタッフはファシリテーター1名と事務局1名）
調査項目	①小中学生共通 ・放課後から夕方 6 時ぐらいまで過ごす場所（頻度） ・安心できる、ほっとできる場所（どのような場所か） ・児童館の利用頻度（利用しない理由） ②小学生 ・新 BOP の利用頻度（利用して楽しかったか） ③中学生 ・青少年交流センターの利用頻度（利用しない理由）	（全調査対象共通） ①子どものニーズを捉えた居場所について ・ここに居たいと感じる場所はどういったところか。 ②子ども自身が居場所を選択できる環境づくりについて ・新たな居場所に行ってみたいと思った時、どうすれば気軽に行くことができるか。 など
実施時期	令和 5 年 10 月	令和 5 年 10 月～11 月

(2) 調査結果

①-1 インターネット調査結果（小学生低学年）

問9. あなたは、学校に行く、月よう日から金よう日のほうかど（学校が終わってから夕方6時じくらいまで）、どこですごしますか。1週間のうち、そこですごすおおよその日数をおしえてください。（それぞれ1つずつえらぶ）

	全体(n = 743)				単位: %
	(毎日) 週に5日	3 〜 4日 週に	1 〜 2日 週に	過 ぎ さ い ま つ た く そ こ で は	無 回 答
自分の家	43.5	19.4	20.3	7.9	8.9
友達の家	0.5	2.3	16.7	63.4	17.1
学校の学童クラブやBOPなど	20.7	16.2	16.6	38.6	7.9
じゅくや習い事、スポーツクラブの活動の場	8.2	29.7	38.6	14.0	9.4
じどうかん	0.7	0.7	8.9	74.6	15.2
公園などの外	3.8	6.2	33.1	42.7	14.3
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.0	0.0	1.1	83.0	15.9
としょかん	0.3	0.4	15.6	68.2	15.5
お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	0.0	2.0	9.8	72.5	15.6
その他	1.6	2.3	6.2	35.1	54.8

問10. あなたには、ホッとでき、安心していられるばしょ（「ここにいたい」と感じるばしょ）はありますか。（いくつでもえらぶ）

全体(n = 743)	単位: %
自分の家	93.0
学校	48.2
児童館	11.7
学校の学童クラブやBOPなど	32.4
図書館	25.4
その他	19.5
ホッとでき、安心していられる場所はない	0.8
無回答	1.2

問10-1. ホットでき、安心していられるばしょ（「ここにいたい」と感じるばしょ）はどのようなばしょですか。（いくつでもえらぶ）

全体(n = 728)	単位: %
静かに勉強できる	44.0
友達や家族とたくさんおしゃべりができる	75.0
野球やサッカーなど運動が思い切りできる	33.9
一人で静かに過ごせる	41.1
自然の中で思い切り遊べる	37.9
その他	11.3
無回答	3.2

問11. じどうかんをどのくらい利用していますか。（1つえらぶ）

全体(n = 743)	単位: %
利用したことがない	35.0
ほとんど利用しない	35.4
ときどき利用する	22.6
よく利用する	5.0
無回答	2.0

問11-1. じどうかんを利用しない理由は何ですか。（いくつでもえらぶ）

全体(n = 523)	単位: %
知らない子が多いから	14.5
面白くないから	6.5
他に面白いところがあるから	16.6
人がたくさんいて落ち着かないから	8.8
行く時間がないから	55.1
その他	32.7
無回答	2.5

問 1 2. 新 B O P（区立小学校で行っているほうかごの遊び場のこと）を利用したことがありますか。
（1 つえらぶ）

全体 (n = 743)	単位 : %
はい	73.4
いいえ	24.4
無回答	2.3

問 1 2 - 1. 新 B O P では、どんな気持ちで過ごすことが多かったですか。（1 つえらぶ）そして、なぜその気持ちになったのか理由をおしえてください。

全体 (n = 545)	単位 : %
とても楽しい	57.4
まあ楽しい	25.5
どちらでもない	4.8
あまり楽しくない	7.0
まったく楽しくない	3.5
無回答	1.8

①－２ インターネット調査結果（小学生高学年）

問１２．あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の放課後（学校が終わってから夕方６時くらいまで）、どこですごしますか。１週間のうち、そこですごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ１つずつ選ぶ）

	全体(n = 717)				単位：％
	(毎日) 週に5日	3 ～ 4日 週に	1 ～ 2日 週に	過 ぎ さ い ま つ た く そ こ で は	無 回 答
自分の家	51.3	25.0	18.5	1.7	3.5
友達の家	0.3	2.4	26.4	60.4	10.6
学校の学童クラブやBOPなど	0.8	1.5	8.8	77.7	11.2
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	13.1	39.9	31.8	11.0	4.2
児童館	0.3	2.0	10.0	79.1	8.6
公園などの外	2.1	11.3	38.4	40.3	7.9
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.3	1.0	8.2	81.2	9.3
図書館	0.4	1.0	12.3	76.6	9.8
お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	0.3	0.6	16.3	72.9	9.9
その他	1.0	0.7	2.2	29.1	66.9

問１３．あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の夜間（夕方６時から８時くらいまで）、どこですごしますか。１週間のうち、そこですごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ１つずつ選ぶ）

	全体(n = 717)				単位：％
	(毎日) 週に5日	3 ～ 4日 週に	1 ～ 2日 週に	過 ぎ さ い ま つ た く そ こ で は	無 回 答
自分の家	62.1	17.9	14.5	2.2	3.3
友達の家	0.1	0.4	9.1	76.7	13.7
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	10.0	29.6	30.8	22.5	7.1
児童館	0.1	0.7	2.8	83.7	12.7
公園などの外	0.7	3.2	13.4	71.1	11.6
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.6	0.4	1.8	84.5	12.7
図書館	0.4	0.3	5.0	82.1	12.1

お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	0.3	0.1	8.1	79.2	12.3
その他	1.1	0.4	2.2	36.8	59.4

問 1 4. あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の放課後(学校が終わってから夕方 6 時くらいまで)、どこですごしたいですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 717)	単位: %
自分の家	84.5
友達の家	44.2
学校の学童クラブやBOPなど	9.8
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	36.8
児童館	13.4
公園などの外	37.7
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	8.6
図書館	19.2
お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	19.0
その他	3.6
無回答	1.1

問 1 5. あなたには、ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はありますか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 717)	単位: %	H25 年度 (※)
自分の部屋	70.3	(家庭)
家族と一緒にくつろぐ部屋	69.6	90.0
友達の家	31.1	—
おじいさん、おばあさんの家	43.4	56.6
学校の教室	31.5	—
学校の保健室	13.5	—
学校の相談室	12.1	—
学校の図書室	30.5	—
学校の体育館・グラウンド	16.5	—
学校の部屋	12.7	—
児童館	10.0	10.5
学校の学童クラブやBOPなど	7.8	7.4
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	5.6	—
プレーパークなど地域の人が開いている遊びの場所	8.1	—
図書館	22.9	—

公園	25.4	—
塾や習い事(教室)、スポーツクラブ(スポーツ少年団)	30.1	28.9
ゲームセンターやハンバーガー店などのお店	11.3	—
無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所	10.2	—
悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)	9.6	—
インターネット空間(SNS、YouTubeユーチューブやオンラインゲームなど)	23.8	—
その他の場所	5.7	—
ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はない	1.1	—
無回答	0.4	—

※平成 25 年に実施した第 2 期世田谷区子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果における同様の選択肢の数値

問 1 5 - 1. ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 706)

単位: %

いつでも行きたい時に行ける	73.2
一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる	68.8
ありのままでいられる、自分を否定されない	52.8
好きなことをして自由に過ごせる	76.1
自分の意見や希望を受け入れてもらえる	46.5
新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる	40.1
悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる	33.9
いろんな人と出会える、友達と一緒に過ごせる	49.7
スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる	40.7
その他	3.1
無回答	2.1

問 1 6. 児童館をどのくらい利用していますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 717)

単位: %

利用したことがない	28.9
ほとんど利用しない	41.6
ときどき利用する	24.1
よく利用する	4.3
無回答	1.1

問 1 6 - 1. 児童館を利用しない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 505)	単位: %
児童館を知らないから	24.8
家から遠いから	48.1
おもしろくないから	19.0
他におもしろいところがあるから	31.5
入りづらいから	16.6
知らない子が多いから	29.7
ゲームができないから	5.7
職員と気が合わないから	7.5
ルールが多いから	7.1
行きたいけど、時間や曜日が合わないから	21.2
行く暇がないから	41.2
同じ学校の子や近所の子がいるから	3.8
低年齢の子どもが多いから	10.7
その他	11.7
無回答	2.4

問 1 7. 新BOP (区立小学校で行っている放課後の遊び場のこと) を利用したことがありますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 717)	単位: %
はい	57.5
いいえ	41.3
無回答	1.3

問 1 7 - 1. 新BOPでは、どんな気持ちで過ごすことが多かったですか。(1つ選ぶ) そして、なぜその気持ちになったのか理由を教えてください。

全体(n = 412)	単位: %
とても楽しい	48.8
まあ楽しい	28.9
どちらでもない	8.7
あまり楽しくない	7.3
まったく楽しくない	3.2
無回答	3.2

◆クロス集計(ホッとでき、安心していられる場所はないと回答した子ども 8 名と全体 717 名との比較)

問 5. あなたは、次のことをどのように思っていますか。(それぞれ 1 つずつ選ぶ) / 問 5 - 4. ④ 自分自身のことがすきだ

単位: %

回答人数	はい	いいえ	どちらでもない ない	無回答
717	55.0	14.1	28.5	2.5
8	25.0	75.0	0.0	0.0

問 5. あなたは、次のことをどのように思っていますか。(それぞれ 1 つずつ選ぶ) / 問 5 - 8. ⑧ 家族のほかに自分のことをしんけんに考えてくれる大人がいる

単位: %

回答人数	はい	いいえ	どちらでもない ない	無回答
717	77.7	6.0	13.4	2.9
8	25.0	50.0	25.0	0.0

問 19. こまっていることやなやんでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいますか。
(1 つ選ぶ)

単位: %

回答人数	はい	いいえ	だれにも話さ ない・ 話したくない	無回答
717	81.0	2.5	15.1	1.4
8	50.0	12.5	37.5	0.0

①－3 インターネット調査結果（中学生）

問10. あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）、どこで過ごしますか。1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ1つずつ選ぶ）

全体(n = 809)

単位：%

	（毎日） 週に5日	3～4日 週に	1～2日 週に	過ったく まったく そこでは ない	無回答
自分の家	48.7	19.5	24.4	3.5	4.0
友達の家	0.2	0.9	7.5	79.5	11.9
学校（部活動など）	17.2	35.7	21.3	18.8	7.0
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	5.2	14.0	32.8	40.4	7.7
児童館	0.2	0.5	2.2	87.3	9.8
公園などの外	0.6	2.2	13.1	73.5	10.5
池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センター	0.1	0.4	1.5	87.4	10.6
図書館	0.4	0.4	6.6	82.0	10.8
お店（ゲームセンターやファストフード店など）	0.4	1.0	15.6	71.9	11.1
その他	0.9	0.9	1.1	44.4	52.8

問11. あなたは、平日（学校に行く日）の夜間（夕方6時から8時くらいまで）、どこで過ごしますか。

1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ1つずつ選ぶ）

全体(n = 809)

単位：%

	（毎日） 週に5日	3～4日 週に	1～2日 週に	過ったく まったく そこでは ない	無回答
自分の家	65.9	19.8	8.0	2.6	3.7
友達の家	0.2	0.9	3.1	82.7	13.1
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	8.7	17.9	30.0	35.2	8.2
児童館	0.1	0.2	0.9	86.5	12.2
公園などの外	0.2	1.2	5.4	80.2	12.9
池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センター	0.1	0.4	0.7	86.5	12.2
図書館	0.4	0.4	2.7	84.3	12.2
お店（ゲームセンターやファストフード店など）	0.1	0.9	6.2	80.6	12.2
その他	1.0	0.9	1.7	51.3	45.1

問 1 2. あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方 6 時くらいまで）、どこで過ごしたいですか。
（いくつでも選ぶ）

全体 (n = 809)	単位 : %
自分の家	88.0
友達の家	23.1
学校（部活動など）	44.6
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	24.4
児童館	2.6
公園などの外	12.9
池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センター	2.5
図書館	12.4
お店（ゲームセンターやファストフード店など）	18.3
その他	3.6
無回答	1.4

問 1 3. あなたには、ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はありますか。（いくつでも選ぶ）

全体 (n = 809)	単位 : %	H30 年度 (※1)	H25 年度 (※2)
自分の部屋	82.4	75.2	74.9
家族と一緒にくつろぐ部屋	59.1	67.0	59.3
友達の家	18.9	21.1	13.6
おじいさん、おばあさんの家	29.2	37.7	23.8
学校の教室	26.8	36.4	31.1
学校の保健室	6.6	8.2	6.5
学校の相談室	3.0	—	—
学校の図書室	15.5	18.6	12.8
学校の体育館・グラウンド	13.2	—	—
学校の部屋	9.5	13.0	12.8
児童館	2.2	5.5	2.2
池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センター	1.9		—
プレーパークなど地域の人が開いている遊びの場所	2.7	—	—
図書館	12.1	11.9	6.8
公園	11.7	11.1	9.9
塾や習い事（教室）、スポーツクラブ（スポーツ少年団）	16.4	17.0	7.6
ゲームセンターやファストフード店などのお店	10.8	—	—
無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所	5.4	—	—

悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)	1.1	—	—
インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)	30.3	—	—
その他の場所	4.8	—	—
ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はない	1.6	—	0.9
無回答	1.0	—	—

※1 平成30年に実施した第2期世田谷区子ども計画後期計画の策定に向けたアンケート調査結果における同様の選択肢の数値

※2 平成25年に実施した第2期世田谷区子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果における同様の選択肢の数値

問13-1. ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 788)

単位: %

いつでも行きたい時に行ける	71.1
一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる	77.7
ありのままでいられる、自分を否定されない	56.5
好きなことをして自由に過ごせる	79.6
自分の意見や希望を受け入れてもらえる	38.7
新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる	32.6
悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる	24.6
いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる	40.9
スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる	31.0
その他	1.9
無回答	0.1

問14. 児童館をどのくらい利用していますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 809)	単位: %	H30 年度 (※)
利用したことがない	36.0	—
ほとんど利用しない	51.2	—
ときどき利用する	10.5	10.0
よく利用する	1.2	2.0
無回答	1.1	—

※平成30年に実施した第2期世田谷区子ども計画後期計画の策定に向けたアンケート調査結果における同様の選択肢の数値

問 1 4 - 1. 児童館を利用しない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 705)	単位: %	H30 年度 (※)
児童館を知らないから	17.6	—
家から遠いから	30.6	19.5
楽しくないから	24.3	11.7
他に楽しい場所があるから	44.1	30.6
入りづらいから	23.7	—
初対面の人がいるから	18.9	8.1
ゲームができないから	5.8	2.8
職員と気が合わないから	5.5	2.7
ルールが多いから	8.4	6.4
行きたいけど、時間や曜日が合わないから	10.8	—
行く暇がないから	47.1	58.9
学校の同級生や近所の子がいるから	9.1	—
低年齢の子どもが多いから	19.0	—
施設に魅力を感じないから	26.2	33.9
一緒に行く友達がいないから	15.3	17.4
小学生が多いから	14.9	27.2
中学生向けのプログラムがないから	9.6	—
中学生向けの設備がないから	11.8	—
違う学校の人がいるから	8.2	—
その他	9.9	—
無回答	1.3	—

※平成 30 年に実施した第 2 期世田谷区子ども計画後期計画の策定に向けたアンケート調査結果における同様の選択肢の数値

問 1 5. 池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センターをどのくらい利用していますか。(1 つ選ぶ)

全体(n = 809)	単位: %
利用したことがない	81.2
ほとんど利用しない	11.7
月に1～2回	4.2
週に1回	0.9
週に2～3回	0.6
週に4回以上	0.0
無回答	1.4

問 1 5 - 1. 青少年交流センターに遊びにいかない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 752)	単位: %
青少年交流センターを知らないから	71.4
家から遠いから	25.9
楽しくないから	5.2
他に楽しい場所があるから	14.0
入りづらいから	8.9
初対面の人がいるから	6.4
職員と気が合わないから	1.7
ルールが多いから	2.9
行きたいけど、時間や曜日が合わないから	5.6
行く暇がないから	19.4
一緒に行く友達がいらないから	5.9
違う学校の人がいるから	4.8
小学生が多いから	3.6
学校の同級生や近所の子がいるから	3.6
施設に魅力を感じないから	8.9
その他	7.0
無回答	0.7

◆クロス集計（ホッとでき、安心していられる場所はないと回答した 13 名と全体 809 名との比較）

問 6. あなたは、以下のことをどのように思っていますか。（それぞれ 1 つずつ選ぶ）／問 6－4. ④
孤独だと感じる

単位：％

回答人数	とてもそう思う	まあそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	無回答
809	7.3	11.9	13.3	28.3	36.5	2.7
13	38.5	7.7	38.5	15.4	0.0	0.0

問 6. あなたは、以下のことをどのように思っていますか。（それぞれ 1 つずつ選ぶ）／問 6－5. ⑤
自分自身のことが好きだ

単位：％

回答人数	とてもそう思う	まあそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	無回答
809	24.2	30.5	22.5	12.6	8.8	1.4
13	7.7	7.7	23.1	7.7	53.8	0.0

問 6. あなたは、以下のことをどのように思っていますか。（それぞれ 1 つずつ選ぶ）／問 6－7. ⑦
他の人から必要とされている

単位：％

回答人数	とてもそう思う	まあそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	無回答
809	29.9	36.3	16.6	11.2	4.6	1.4
13	15.4	0.0	30.8	23.1	30.8	0.0

問24. 今、困っていること、悩んでいること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)

単位: %

回答人数	友人のこと	家族のこと	勉強や進学の こと	学校のこと	健康のこと	恋愛のこと	性のこと	見た目のこと	塾や習い事 のこと	将来のこと	その他	特にな い	無回 答
809	23.1	12.4	52.0	20.8	9.0	15.0	4.1	17.9	12.5	33.7	4.3	27.3	1.7
13	61.5	53.8	61.5	53.8	38.5	23.1	23.1	38.5	38.5	76.9	0.0	15.4	0.0

問25. 自分の悩みを話す方法として、あなたはどのような方法を使いますか。最もあてはまる方法を教えてください。(1つ選ぶ)

単位: %

回答人数	直接会って話す	電話で話す	X(エックス: 旧Twitter)・ Instagram等のSNS	メールやLINE	その他	だれにも話さない・ 話したくない	無回 答
809	43.3	4.0	3.7	21.8	3.6	21.3	2.5
13	7.7	0.0	0.0	15.4	0.0	76.9	0.0

②-1 インタビュー調査まとめ

	小学生 (児童館・プレーパーク)	中学生・高校生世代 (児童館・青少年交流センター)
①新たな居場所に行ってみたいと思ったとき、どうすれば気軽に行くことができるか	習い事が忙しかったり、今の場所だけで満足しているといった理由から、新たな居場所に行ってみたいという声を聞くことはできなかったが、一方で子ども自身の行動範囲の中で近くに他の居場所がない状況も伺えた。	部活と塾で忙しくて行くことができないという声があった一方で、近くにどんな居場所があるか知らないという声も聞かれた。 また、距離的な近さ（自転車で片道 15 分程度）やお金がかからないことも重要な要素であるほか、新たな居場所が安全かどうかといった心配や信頼している人が紹介してくれれば行くことができる、また普段使う居場所に来てくれた方がいいといった声が聞かれた。
②ここに居たいと感じる場所はどういったところか	物的要素として、主に飲み物やお菓子を買うことのできる自動販売機のほか、インターネット環境を利用するための Wi-Fi やタブレット端末の設置、コンセントの利用、ゆっくりしたりゴロゴロできるクッションや、相談相手としてのぬいぐるみが欲しいといった声が挙がった。 空間的要素としては、屋外屋内問わず思いきり遊ぶことができるスペースを求める声が多かった一方で、静かでゆっくりできる場所や相談事が他の人に聞こえない防音仕様や部屋にすることが分かりづらいスペースといった声もあった。 人的要素としては、スタッフが遊んでくれるほか、意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人を求める声が多かった。その背景の一つとして、スタッフが忙しそうで遊んでくれないことや、施設の中で禁止となっているルールについて、その理由が説明されていない状況を声として聴くことができた。	物的要素として、お菓子を含めた食べ物や飲み物があるほか、調理スペースを自由に使用してほしいという声が挙がった。また、ゲームや学校の宿題をするための Wi-Fi やコンセント、自習スペースが欲しいという声が挙がった一方で、ゆっくりしたりゴロゴロできるベッドが欲しいという声もあった。 空間的要素としては、大人や小学生、乳幼児がいない環境を求める声が多かった。その理由の一つとして、小さい子がいるとどうしても気を遣ったり、面倒を見なければいけない視点になってしまい、好きなことができないという声もあった。また、施設が 18 時や 19 時で閉館するのは、中高生にとって部活が終わった後やご飯を食べた後に利用するには厳しく、中学生は 20 時、高校生世代は 21 時まで開いていてほしいという声が聞かれた。さらには、目的を持たず何もしなくていい場所や静かでゆっくりできる場所といったニーズも挙がった。 人的要素としては、スタッフとの関係において頭ごなしでなく、対等な関係でいてほしいという声や、話を聞き、動いてくれるスタッフがいることが声として多く挙がった。また、施設内のルールについては、自分たちの声を聴いてほしい、一緒に考えてほしいといった声もあった。

②-2 インタビュー調査回答内容一覧（小学生）

新たな居場所に行ってみたく思ったとき、どうすれば気軽に行くことができるか	習い事が忙しくて行けない。（週3～5日）
	今の場所だけで満足。

ここに居たいと感じる場所はどういったところか	物的要素	ジュースやお菓子の自販機が欲しい。
		ごみ箱があると食べた後のごみを持ち帰らなくて楽。
		Wi-Fi が欲しい。
		タブレットがあるといい。
		コンセントを使わせてほしい。
		テレビが欲しい。
		ぬいぐるみが欲しい。
		ゆっくりしたり、ゴロゴロできるヨギボーが欲しい。
		滑り台が欲しい。
		ボールプールが欲しい。
		音楽室に木琴や太鼓を入れてほしい。
		エスカレーターを入れてくれるとベビーカーの親子も楽だと思う。
	空間的要素	静かでゴロゴロできる場所。
		ゆっくりできて広々しているスペース
		部屋にいたことが分かりづらいスペース
		カーペットにすれば汚れない。
		学校から直接行きたい。
		屋内で思いっきり体を動かしたい。
		自由に遊べる。
		友達と遊べる（鉄棒など）。
		友達とボール遊びができる。
		サッカーや野球、バスケができる。
		おにごっこやかくれんぼができる。
		遊具で遊べるところと野球ができるところは分けてほしい。
		ケガしない場所。
		公園や友達の家、児童館
		19時までだといい。
	人的要素	遊んでくれるスタッフがいる。
		スタッフが遊びやすい人。
		明るい人や楽しい人がいい。
		言葉遣いが優しい。
		気を遣ってくれる。
		子ども心があるスタッフがいる。
		スタッフが相談に乗ってくれる。

		意見を聴いてくれて、考えてくれる。動いてくれる。
		怒る人は嫌だ。
		すぐ疲れたって言ったり、やる気ないスタッフは嫌だ。

今利用している 居場所について	100%中、60～80%は満足。
	スタッフがみんな忙しくて、遊んでくれない。10回のうち、5～8回は遊べない。
	スタッフが事務室でPC やっていて忙しそう。
	イベント前は特に忙しそう。
	スタッフが冷たい。関わってくれない。
	スタッフを増やしてほしい。
	スタッフがいなくて遊び道具が出せない。
	スタッフは話しやすい。
	禁止になっているルールが誰が決めたか、どういった理由で決まったか知らない。説明もない。
	せまい。
	体を動かせる場所が少ない。すぐ満杯になる。
	カードゲームは施設に置いてある物だけしかできなくて飽きた。
	自由に遊べる。
	他の子どもとも自由に遊べる。
	いろんな遊具とか広場がまとまっている。
	他にない遊具がある。
	アスレチックがある。
	焚火ができる。
	公園のネットが設置されていないところがあり、ボールが出てしまう。
	家から近い。
	週2回くらい来ている。
	施設が汚い。
	同級生がいると気まずい。
	中学生が来ると遊びづらい。

②-3 インタビュー調査回答内容一覧（中学生及び高校生世代）

新たな居場所に行ってみたいと思ったとき、どうすれば気軽に行くことができるか	遠いに行けない。自転車で片道 10 分～15 分が限度。
	自転車で片道 30 分が限度。それ以上遠いに行けない。
	時間があることやお金がかからないといった必要な条件がある。
	安全かどうか判断することができれば行ける。信頼してくれる人が紹介してくれるかどうか。
	新しい居場所の人が普段使う居場所に来てくれた方がいい。
	小学生のうちは、公園や河川敷、友達の家がメインの居場所。
	公園は混んでいる。
	集まる場所がない。
	そもそも近くにどんな居場所があるか知らない。
	部活と塾で忙しくて行けない。

ここに居たいと感じる場所はどういったところか	物的要素	飲み物や食べ物がある。
		食べることができるのは大きい。
		Wi-Fi があるのは大きい。（ゲームのほか、勉強もデジタル機器がメインの学校もある）
		Wi-Fi はほしい。
		コンセントがある。
		自習スペースがほしい。
		小さい部屋があれば話しやすい。
		ゆっくりしたり、ゴロゴロできるベッドがある。
	空間的要素	小学生がいない時間があるのが大きい。
		開設時間は今の中学生 20 時まで、高校生 21 時までがちょうどいい。
		20 時か 21 時まででは開設していてほしい。
		中学生が 18 時までしか使えないのは厳しい。
		19 時で閉館するのは早い。
		21 時以降はそれ以上開いていてもやることがない。
		大人があまり来ない。
		大人が来ないカフェみたいなどころ。
		親に干渉されない。
		自分だけの場所と感じる場所。
		一人でゆっくりできる。

		好きなことができる。
		何もしなくていい場所。
		目的を持たない方がいい。
		勉強できる。
		静かな場所がある。
		お金を使わない場所。
		涼しい。
	人的要素	居場所に行く理由として、人と環境は5：5か少し人が大きいくらい。友達を含むと人の割合が大きくなる。
		仲間が変わらない。知っている仲間がいる。
		立場の上下があるけど、人との関係が対等。
		頭ごなしでなく、対等であってほしい。
		信頼できるスタッフがいる。
		自分のことを知ってくれているスタッフがいる。
		スタッフの年代は近い方がいい。
		遊んでくれるスタッフや相談できるスタッフ、盛り上げ上手など色々なスタッフがいてほしい。
		やりたいことをやらせてもらえるスタッフがいる。
		動いてくれるスタッフがいる。
		スタッフが良ければ環境・ルールを変えることができる。
		来ている人にルールを任せてほしい。
		子どもの活動を助けるくらいでいい。
		ユルさがほしい。
		自分たちの意見を聴いてくれるのはプラス。
		相談は求めている。雑談したい。
		話を聞いてくれる・話し合える。
		一緒に考えてほしい。
		自分を否定しない。

今利用している居場所について	一人で来ても誰かいる。
	呼べば誰か来てくれる。
	友達と会える。
	行くと誰か友達がいる。
	友達とおしゃべりできる。
	屋内で友達と遊べる。
	友達が行かなくなったら行かない。
	人との関係性が昔からできている。
	スタッフがいる。
	スタッフと対等の関係。
	スタッフは近所のお兄さんみたいな存在
	月一度自分の意見を聴いてくれる会議がある。その場がないと意味ない。
	否定がないのがいい。
	親に分からない。
	コロナでキッチンが使えなくなって辛い。
	コロナでこれまで続いていた雰囲気切れた。
	17 時まで小学生のイメージ。
	小学生がいると遠慮する。
	小さい子がいると面倒を見る視点になる。

児童館について	児童館は小学生と乳幼児の施設と感じる。
	小さい子と接するときはダメというより代案を出してほしい。
	児童館はスマホやゲームがダメなど禁止事項が多い。
	児童館のスタッフは怒るから怖い。
	児童館は先生みたいに感じる。
	児童館には言いづらい。

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 委員名簿

学識経験者

氏名	所属	備考
安部 芳絵	工学院大学 教授	会長
加藤 悦雄	大妻女子大学 教授	副会長
高石 啓人	日本大学 助教	

団体・区民等

氏名	所属	備考
尾崎 一美	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課調整係長（子ども食堂運営支援団体）	
神林 俊一	世田谷区外遊び推進員	
三瓶 七重	NPO法人砧・多摩川あそび村（宿題クラブ運営）	
清水 雅人	世田谷区立山野児童館 館長（新BOPを含む。）	
下村 一	世田谷区立希望丘青少年交流センター センター長	
増田 ひろみ	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
奥村 明日	世田谷区子ども・子育て会議 公募区民委員	

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 検討経過

時期	回数	議事内容
令和5年 10月27日(金)	第1回	・ 検討会の設置 ・ 子どもの居場所の検討に至るこれまでの経過報告 ・ 子どもの居場所を取り巻く現状の課題共有・意見交換
10月～11月		・ 小中学生アンケート調査（インターネット調査）及び児童館等での対面によるインタビュー調査の実施
12月8日(金)	第2回	・ 第1回の検討会を踏まえた現状の課題整理・意見交換 ・ 小中学生アンケート調査（インターネット調査）及び児童館等での対面によるインタビュー調査の結果報告
令和6年 1月12日(金)	第3回	・ 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みの方向性（子どもの権利の拠点の共通理念や児童館の役割など） ・ 子どもの権利の拠点づくりに関する報告書骨子案イメージ共有
2月16日(金)	第4回	・ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（素案）確認
3月8日(金)	第5回	・ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（案）確認

～子どもとともにつくる地域の子どもの居場所～

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（概要版）



背景

- 昨年4月に施行されたこども基本法では、「こどもの意見表明」や「こどもにとっての最善の利益」、「こども参加」など子どもの権利が基本理念として打ち出された。
- 全ての子どもにとって、子どもの権利擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所」を持つことはとても重要であり、子どものニーズに応じた多様な居場所を充実させていくため、「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月に閣議決定された。

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」

「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するという理念のもと、こどもの権利を基盤とした居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点が示されているほか、各自治体に対し、自治体こども計画の中にこどもの居場所づくりを位置づけ、計画的に推進していくことを求めている。

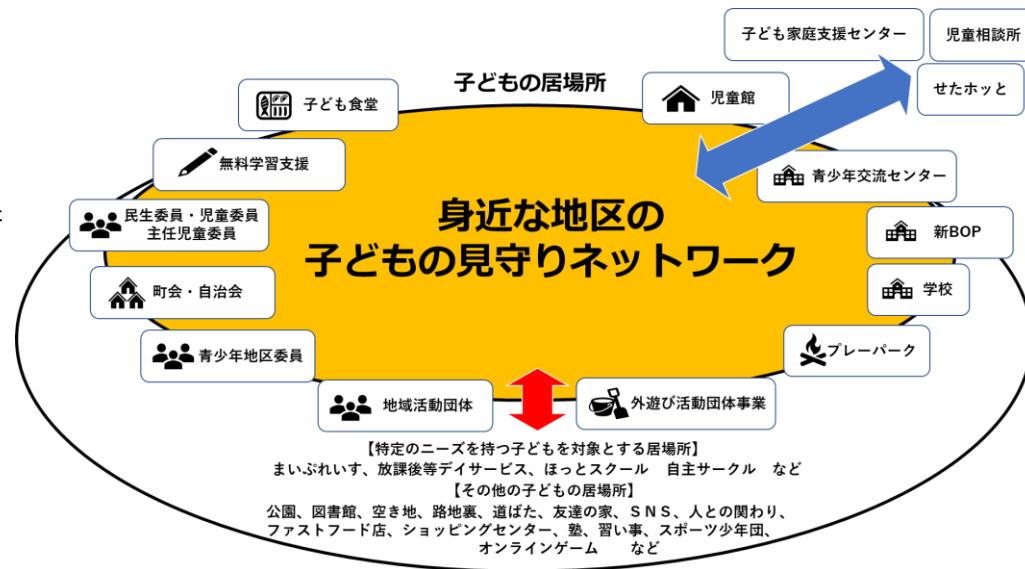
1. 4つの基本的な視点に共通する事項

- ・ こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ・ こどもの権利の擁護
- ・ 官民の連携・協働

2. こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- ① 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～
- ② 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～
- ③ 「みがく」～こどもにとって、よりよい居場所となる～
- ④ 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

区内における子どもの居場所の現状



課題

- 今後は、日常の場面において意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点」の充実が重要であり、官民間問わず区内の全ての子どもの居場所が連携し、居場所全体の質の向上を図っていく必要がある。
- 連携や質の向上に欠かせないのは、全体を調整するコーディネート機能の役割である。世田谷区においては、現在、地域の関係団体と連携・協力し、子どもの見守りネットワークの構築に中心となって取り組んでいる児童館が、コーディネート機能を担っていくことが期待される。

区内の子どもを対象に、子どもが直面している現状や居場所とを感じる場所として求められる要素等の実態把握を目的としたインターネット調査（量的調査）及び対面によるインタビュー調査（質的調査）を実施

子どもを取り巻く状況

- 小学生、中学生・高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がない。
- 子ども自身の行動範囲の中に他の居場所がないことのほか、居場所の情報を把握しづらい。
- 新たな居場所を把握したとしても、その場所が安全かどうかについて、子ども自身が判断するための材料や情報を伝える大人の存在が不足している。など

居場所に求める要素

空間的要素	● 自分の家のようにゆっくりしたり、好きなことができる空間 ● 【小学生】屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース ● 【中高生】大人や小学生、乳幼児がいない自分たちだけの空間／お金がかからない空間／自習スペース／部活やご飯を食べた後にも利用できるよう遅くまで開いている。  
物的要素	● お菓子を含めた食べ物や飲み物 ● ゲームや学校の宿題をするためのWi-Fiやコンセント ● ゆっくりできるクッションやベッド   
人的要素	● 意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人

子どもたちの声から浮き彫りとなった課題

① 遊び場をはじめとした居場所の不足

- 子どもの行動範囲の中で、子どものニーズに対応した遊び場や居場所が不足。
- 子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない。

② 子どもの声を反映する居場所運営

- 居場所によって、子どもの声を聴く文化に差がある。

③ 子どものニーズを捉えた環境づくり

- 現在運営する居場所において、子どものニーズに十分にこたえられていないところがある。

④ 居場所間の連携

- 子ども自身が様々な居場所を選択できるよう、居場所間の日常的な連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要がある。

⑤ 居場所全体の質の向上

- 子どもが権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透やスタッフのスキルアップを図り、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要がある。





(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて

①子どもの権利の拠点づくりに向けた共通理念の策定

「子どもの権利の拠点における共通理念」を策定し、本理念の共有がそのまま子どもの権利を実感できる居場所運営につながるよう取り組む必要がある。

【子どもの視点から】

- ・子どもが遊んだり、くつろいだり、自由に過ごすことができる。
- ・子どもが安心して自分らしくいられる。
- ・子どもが思ったり、感じたことを言うことができる。
- ・子どもがやってみたいと思うことを応援してもらえる。
- ・子どもが信頼できる人、味方と感じる人と出会うことができる。
- ・子どもがその時のニーズに合わせて居場所を選択できる。
- ・子どもが子どもの権利を知ることができ、権利を行使できる。

子どもの権利の拠点における共通理念

【居場所運営の視点から】

- ・子どもの声を聴き、対話を大切にし、子どもと共に居場所をつくることを目指す。
- ・声にならない、言葉にできない声にも寄り添い、受け止める。
- ・子ども自身が意見を言いやすい環境をつくることを目指す。
- ・子どもの気持ちを大切にしながら、子どもと一緒に何が最善か考える。
- ・全ての子どもにとって、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、安心・安全に過ごすことができる場を目指す。
- ・他の居場所と連携して、地域の中で共に居場所づくりに取り組むことを目指す。
- ・子どもの権利を理解し、保障する。

②居場所間の顔の見える関係づくり

居場所間で、相互の居場所の取組みや雰囲気、スタッフの人物などを十分に把握し、子どもに対して他の居場所を自信を持って紹介し合う状況を作り出していく必要がある。

③地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの共有

子どもの声を聴き、地域や社会に反映していく力や、見守りや遊びを通じた気づき、中高生世代との関わり、子育て経験者のノウハウなど日常の子どもとの関わりの中で活用できる知識やスキルを居場所間において共有し、地域の居場所全体の質の向上に取り組んでいく必要がある。

地域・地区の 子どもの 居場所全体



④子どもの権利の理解と発信

各居場所に携わる大人が、運営の基盤となる子どもの権利について理解を深め、意識を高めていく必要がある。その中で、権利侵害が起こらないためのチェックや振り返りを実践することなどが求められる。

⑤災害時における子どもの居場所の確保に関する検討

災害などの非常時にこそ、子どもの声を聴き子どもの権利を守る居場所が必要である。

平時から災害時等の子どもの遊び場や居場所の確保について、実態把握や検討を行うこと、避難所設営においても実効性のある子どもの居場所を組み込むことなどが求められる。

⑥子どもの権利の拠点づくりを評価・検証する仕組みづくり

子どもの居場所の質的・量的な充実を図っていくためには、まずは実態把握に取り組んでいくことが重要である。その上で、子どもの権利の拠点づくりの取組みを子どもの声からの視点などを踏まえて定期的に評価・検証していく必要がある。

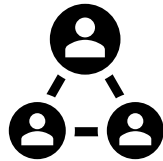
子どもの権利の拠点づくりに向けた提言②

(2) 児童館の役割について

①子どもの権利の拠点づくりの中核としての コーディネート機能の拡充

子どもの権利の拠点づくりを実効性のあるものとして実現していくためには、主体的に子どもと居場所または居場所間の橋渡しとなる役割が鍵である。区の責務として区内の全児童館がその役割を担い、居場所全体の連携強化や質の向上に向けたコーディネートの一環の取組みを拡充していく必要がある。

- ア) 身近な地域・地区の子どもの居場所の情報把握及び発信
- イ) 地域・地区における子どもの居場所との協力関係の構築
- ウ) 地域・地区の居場所の担い手を集めた情報連絡会の開催や学習機会の提供



②子どもの権利の拠点づくりの中核を担うための 児童館運営の強化

児童館自身が子どもの居場所の一つとして、これまでの取組みを子どもの権利の視点で振り返り、さらなる充実に向けて取り組んでいく必要がある。

ア) 子どもの声を反映する取組みの強化

イ) 子どもが居場所につながりやすくなるための取組みの拡充

「食」をはじめとしたプログラムの実施や中学生・高校生世代の現状を踏まえた開館時間の延長を行うなどの取組みを強化する必要がある。

ウ) 児童館職員の行動規範・指針の策定

全館共通の考え方のもとで子どもの権利を基盤とした運営や人材育成を一層充実していくことが求められる。

エ) 災害時における児童館の役割の再検討

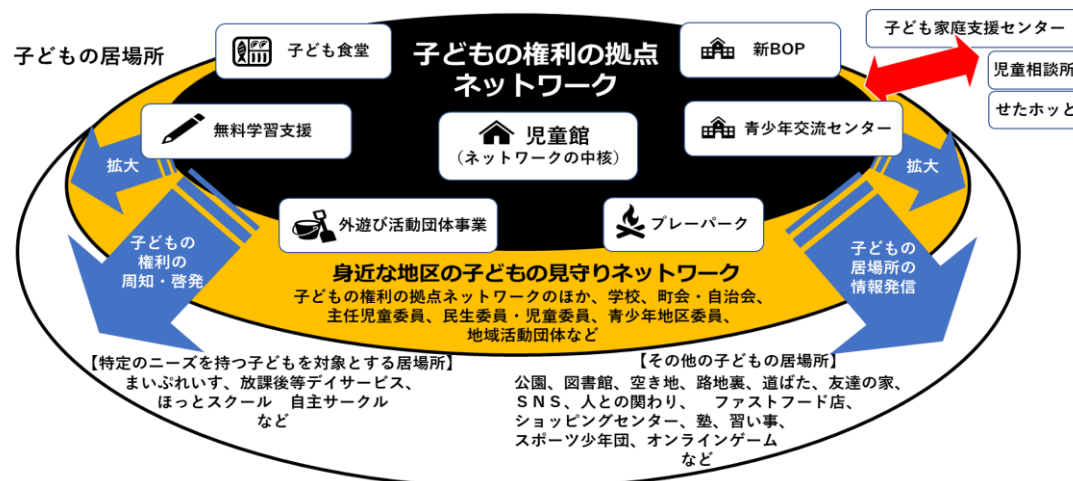
区として災害時における遊び場や居場所の確保のため、児童館職員の役割や配置方法などについて再検討を行う必要がある。

オ) 児童館における人員体制の強化



児童館

子どもの権利の拠点づくりに向けたネットワーク図



子どもの居場所フローター モデル事業 評価・検証報告書

～ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりとコーディネート機能について ～

令和7年6月

子ども・若者部児童課

1 子どもの居場所フローター配置・稼働に至るまでの経緯

国の社会保障審議会の児童部会が令和5年3月に取りまとめた『放課後児童クラブ・児童館の課題と施策の方向性』では、今後の児童館のあり方として、「民間の居場所のサポートなど、児童館が地域の子どもの居場所づくりの拠点となることが期待される」としている。また、令和5年12月に閣議決定された『こどもの居場所づくりに関する指針』では、「全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する」ことが明記された。

世田谷区では全28地区に児童館の整備を進める中で、こうした国の動きをふまえ、令和5年度に、子どもの居場所の充実を図るとともに、児童館が子どもの権利が保障される拠点づくりの中核を担うことを検討するための「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、学識経験者や子どもの居場所の運営者などに参加いただき、約半年間に渡って議論を重ねた。

検討会では、子どもが直面している現状や居場所とを感じる場所として求められる要素等の実態把握を目的に、区内の子どもの対象として実施したインターネット調査（量的調査）や対面によるインタビュー調査（質的調査）を基に分析を行った。この調査では、どの世代の子どもも塾や習い事などで忙しく、新たな居場所に行く時間的な余裕がないことや、子どもの行動範囲の中に他の居場所が存在しないこと、居場所の情報を把握しづらいこと、新たな居場所が存在していたとしてもその安全性について、子ども自身が判断するための情報等を伝える大人の存在が不足していることなどが把握できた。

一方で、地域の子どもの居場所を取り巻く現状に関して、居場所の運営団体などから出てきた声として、現状では居場所同士が日常的に深いつながりを持っている事例が少ない状況にあることや、区内の子どもの居場所の多くを占める子ども食堂や学習支援団体などは、人員体制や財政的な面で外部との連携強化を自発的に行っていくことは難しい状況となっていること、一部の居場所では、子どもの成長とともに、関わりや見守りの手法に悩んでいることなど、スタッフの知識やスキルの向上が必要となっていることが課題としてあがってきた。

こうした課題を受けて、検討会からは、「子どもの権利の拠点づくりを実効性のあるものとするため、児童館が子どもと居場所または居場所間の橋渡しとなる役割を担い、居場所全体の連携強化や質の向上に向けたコーディネート取り組みを拡充していく必要がある。」との提言が出された。この提言をもとに令和6年4月から2年間の試行実施という形で開始したのが、等々力児童館と粕谷児童館の2館に「子どもの居場所フローター（※1）」を1名ずつ配置する取り組みである。

世田谷区においては、これまで地域の関係団体と連携・協力し、子どもの見守りネットワークの構築の中心となって取り組んできているのが児童館であり、その児童館の職員が「子どもの居場所フローター」として居場所のコーディネート機能などを担い、子どもの権利の拠点づくりを進めていくことを期待しているものである（※2）。

本報告書では、子どもの権利の拠点づくりを推進していくにあたり、令和7年5月末までの「子どもの居場所フローター」の取り組みについて評価・検証を行うとともに、令和8年4月以降の今後の展望について報告する。

※1 「子どもの居場所フロッター」について

(1) 「子どもの居場所フロッター（以下、「フロッター」という）」とは・・・

子どもの権利の拠点づくりに向けた子どもの居場所の充実をめざし、子どもと居場所、居場所と居場所をつなぐコーディネート等を担う児童館職員の呼称。

イギリスの一国であるウェールズにおいて、担当や担任を持たず、施設運営に縛られずにフリーで動く職員のことを、「ぷかぷかと浮いているような人」という意味合いで、「floater（フロッター）」と呼んでおり、その事例を参考にして名付けられた。

(2) 選任方法

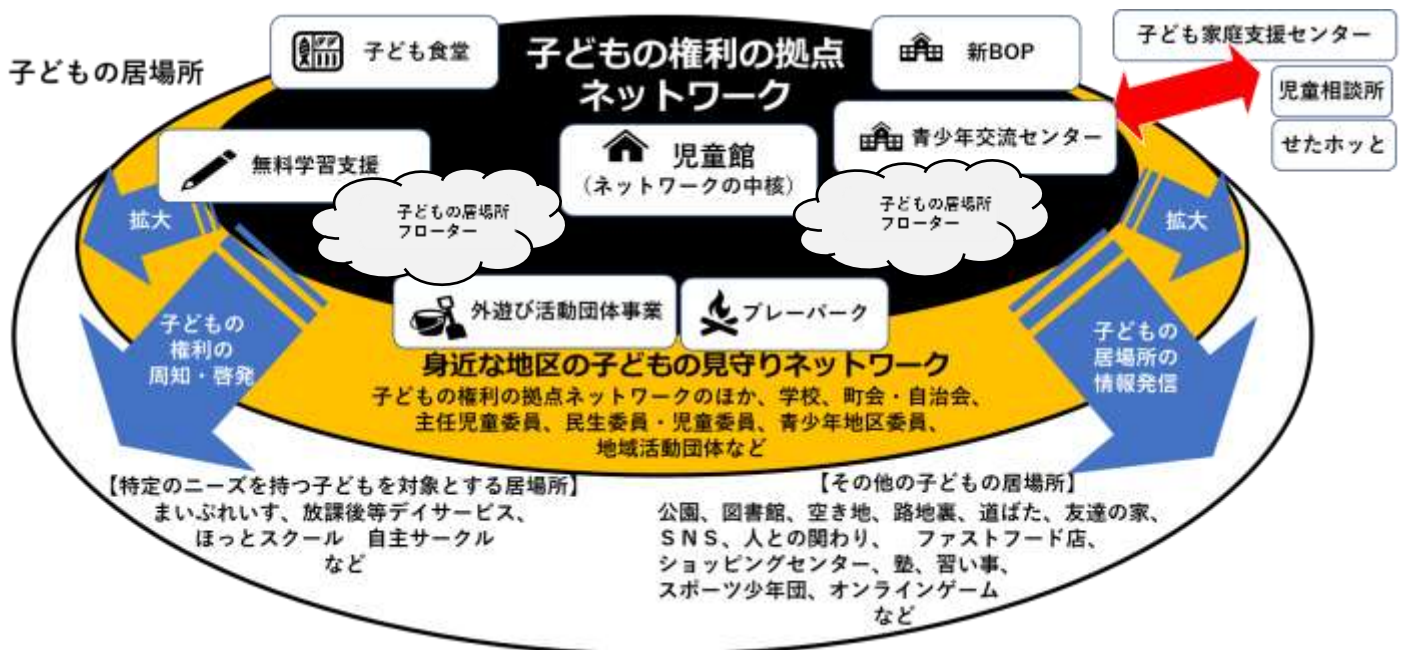
児童課、児童館、新BOPに勤務している副係長及び主任を対象に公募を実施。

面接のほか、申込書の内容や現在の勤務状況等を総合的な評価を行った結果、等々力児童館及び粕谷児童館に勤務する2名を選任。

(3) 人員体制

フロッター配置館は、常勤職員1名を増員する。

※2 フロッターを含めた子どもの権利の拠点づくりの取組みイメージ



2 モデル事業立ち上げ時の目的・取組み内容・期待される効果

(1) モデル事業の目的

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」で示された以下の4つの基本的な視点に基づき、フローターが中心となって地域の社会資源と連携し、子どもたちがそれぞれの状況に合う居場所を見つけることができる環境づくりの推進を目的とする。

(2) 4つの基本的な視点に基づく取組み内容と期待される効果

4つの視点（国）	上段：取組み内容／下段：期待される効果
【ふやす】 多様なこどもの居場所がつくられる	① 子どもの居場所の把握・情報発信 子どもの居場所を積極的に把握・蓄積し、それを情報発信することで、各居場所の認知度が向上し、子どもの活動の選択肢（居場所）が増える。
【つなぐ】 こどもが居場所につながる	② 子どもが居場所を利用する際の同行支援 同行支援を行うことで子どもの不安が軽減され、スムーズな居場所の利用につながるとともに、居場所における活動においても、フローターがサポートに入ることで、スタッフや他の利用者とのコミュニケーションが図られ、新たな人間関係の構築につながる。
【みがく】 こどもにとって、より良い居場所となる	③ 子どもの居場所間の顔の見える関係づくりに向けた定期的な訪問活動 定期的な訪問活動を行うことで、各居場所の取り組み状況・課題の把握につながり、その解決に向けた検討にも参加することで、居場所の質の向上につながる。また、居場所間の連携により、より協力的で効率的な支援体制が構築される。 ④ 子どもの権利の周知・啓発 関係機関とも連携し、子どものみでなく大人に対しても子どもの権利の学習機会を設けることで多世代に渡った子どもの権利の周知・啓発が進み、子ども対応の質の向上が図られる。
【ふりかえる】 こどもの居場所づくりを検証する	⑤ 居場所や専門機関等を集めた事例検討会や情報連絡会等の実施 居場所の運営団体を集めた事例検討会や情報連絡会等を実施することで、居場所間のみでなく、居場所と公的機関の連携が強化されるとともに、取組みを共有し、振り返ることで、居場所の質の向上につながることを期待できる。

3 具体的な取組み（実績と事例）

（１）子どもの居場所の把握・情報発信

実績		
	等々力	粕谷
①アウトリーチした居場所の数	66 箇所	30 箇所
②そのうち、新たに発掘した居場所の数	48 箇所	23 箇所

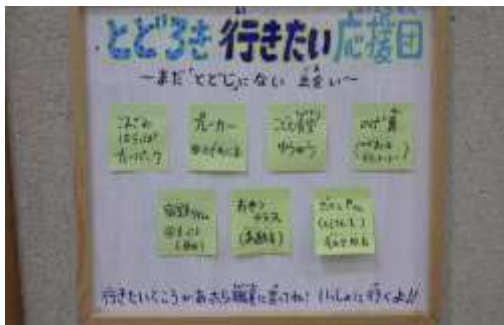
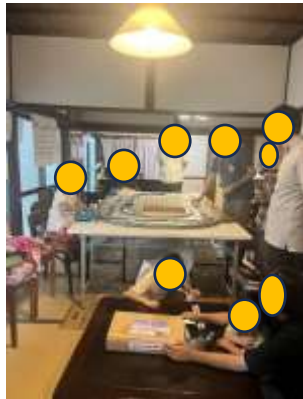
事例
ア) 既成のネットワークに載っていない居場所の把握 子どもや保護者へのヒアリング、まちへの実地調査、訪問先での情報交換など、多角的にリサーチを展開することで、これまで居場所として把握していなかったお寺や駄菓子屋など、新たな子どもたちの居場所を発見した。
イ) 子どもの居場所の把握に向けた直接訪問 子ども食堂や学習支援等を行う事業者（居場所）、不登校の生徒・児童を支援する居場所など、これまで詳細を把握していなかった子どもの居場所について、実際に足を運び現場を見ることで、子どもたちに情報共有できるレベルでの運営状況等の把握を行った。また、訪問時に居場所運営に関する悩みや対応に悩んでいるケースにヒアリングを行い、課題に対応可能な他の居場所等の情報共有も行った。
ウ) 居場所MAPの作成 居場所の情報を整理して、子どもたちに向けて分かりやすく可視化したMAPを作成した。地域内の子どもたちが安心して過ごせる場所に関する情報が一元的に集積されたことで、各居場所の認知度が大幅に向上し、子どもたち自身やその家族が利用可能な選択肢が増えた。さらに、地域全体の子どもの支援への意識向上にも寄与し、より多くの子どもたちが自分に合った居場所を見つけやすくなる環境が整いつつある。しかし、どこまでの居場所の情報を掲載するか判断が難しいという課題もある。

取組みの様子		
		
アウトリーチした居場所事業への参加	居場所MAP	地域の駄菓子屋を訪問

(2) 子どもが居場所を利用する際の同行支援

実績		
	等々力	粕谷
①同行支援により訪問した居場所の数	9箇所	8箇所
②同行支援により居場所とつながった子どもの数	56人	47人
③居場所とつながったことで、児童館の利用につながった子どもの数	50人	70人

事例
ア) 来館児童主体による企画の同行支援 周辺の居場所情報を掲示した掲示板から、子ども達が行きたい場所を募るとともに、子どもたち発案による行きたい場所についても聞き取り、それぞれ希望に基づいた同行支援を行っている。フローターとしての立場を活かし、子どもたちの声に迅速に応え、実行に移すことができている。
イ) 不登校の子どもに対する同行支援 児童館を利用する不登校の中学生の保護者からの相談を受け、フローターが不登校の子ども及び保護者と民間のフリースクールに同行した。フローターが児童館活動の中で子どもを理解し、その上で子どもの状況に合った民間のフリースクールとマッチングしたことで、不登校の子どもはその後民間のフリースクールを利用することができおり、新たな日中の居場所につなげることができた。
ウ) 気になる子どもを連れてフードパントリーへ同行支援 日頃の遊びの中で気になる子どもとフードパントリーを訪問した。フローターの取組みを通じて、職員も意識がより深くなり、食支援についてスムーズにつなげられるようになっている。また、子ども家庭支援センターとも、食支援、学習面での観点も含めての情報共有ができるようになった。
エ) 母子生活支援施設からの同行支援 母子生活支援施設から児童館へのつながりを希望する相談を受け、施設から児童館への同行支援を行った。現在両施設で連携し、子どもが一人でも児童館に通えるように支えているところである。このように、児童館からだけでなく、居場所からの同行支援にも取り組んでいる。

取組みの様子		
		
周辺の居場所の情報を張り出し、 行きたいという子がいたら同行する	地域の子ども食堂へ同行	近隣の鉄道好きな方が運営する 居場所へ同行

(3) 子どもの居場所間の顔の見える関係づくりに向けた定期的な訪問活動

実績		
	等々力	粕谷
①つながった場所への合計訪問数（延べ）	66 箇所 192 回	30 箇所 60 回
②居場所間（児童館を含む。）の連携により、新たに実施した事業の数	24 事業	20 事業
③居場所間（含児童館）の連携により、新たに実施した事業に参加した子どもの数	553 人	539 人
④専門職と連携し対応した子どもの数	11 人	4 人

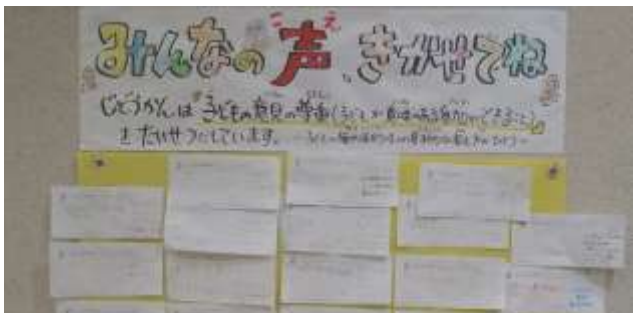
事例
ア) 中学校との連携 中学校への訪問や地域での懇談会等を通じ、中学校の教員と関係を構築していく中で、放課後の中学校の教室であそびやおしゃべり、勉強などが自由にできる居場所として出張児童館を実施した。この取組みには中学校のみでなく、青少年交流センターや地域の民生・児童委員、ヤングケアラーコーディネーター等も運営に携わり、児童館の存在を知らない生徒や小学校以来久しく児童館に来ていない生徒が、児童館へ足を運ぶきっかけとなった。
イ) 食の支援のネットワーク アウトリーチ活動等を通じてつながった食の支援を行う民間事業者に定期的に訪問することで、食の支援のネットワークが構築できている。そのネットワークを活用しつつ、社会福祉協議会とも連携することで、子どもたちが一緒に調理し食事を楽しむイベントを定期的に開催している。また、中学校とも連携し校内での子ども食堂の開催につなげており、食の支援が必要な子どもが他の子ども達と同じように気軽に集まることができる居場所を設定している。
ウ) フリースクールとの関係性強化 フリースクールの定期訪問を通じて、大人と子どもが良好な関係を築くことができた。その結果、フリースクールの課外活動として児童館への遠足が実現し、子どもたちが児童館につながるきっかけになったと同時に、児童館とフリースクールの関係性も強化された。

取組みの様子	
  地域協力者や社会福祉協議会、地区サポーターなどと連携して「かすや子どもキッチン」を実施	  中学校で「出張児童館」を開催

(4) 子どもの権利の周知・啓発

実績		
	等々力	粕谷
①子どもの権利の学習機会（子ども向けと大人向け）の実施回数	16 回	3 回
②子どもの権利の学習機会（子ども向けと大人向け）の参加人数	247 人	65 人
③子どもの声を聴く機会の実施回数	70 回	77 回
④子どもの声を聴いた人数	835 回	913 回

事例
ア) 子どもの声を聴き、フィードバックする取組み 「子どもの声ポスト」や「子ども会議・企画」など、子どもの声を聴くだけでなく、反映することも意識して子どもの声に影響力を持たせる取組みを実施した。これにより、次の意見表明や児童館職員との信頼関係の構築につなげることができた。
イ) 子どもの権利の学習機会の提供 子どもの権利擁護機関「せたホッと」と連携し、子どもと大人それぞれに向けた子どもの権利の学習機会を提供した。大人向けには、子どもの権利を踏まえた関わり方を事例とともに学ぶ場を設け、子ども向けにはゲームを交えた気軽に学べる取組みを実施した。

取組みの様子	
	
「せたホッと」職員講師による ジェスチャーゲームを通じた子どもの権利についての学習	関係性がなくても児童館運営に参加できる 「子どもの声ポスト」
	
子ども会議でイベントを企画	東京都が行う「子供のヒアリング」を児童館で実施

(5) 居場所の運営団体や専門機関等を集めた事例検討会や情報連絡会等の実施

実績		
	等々力	粕谷
①居場所等との連携会議の実施回数	14 回	6 回
②居場所等との連携会議の参加団体の数	40 団体	27 団体

事例
ア) 子どもの居場所情報交換会の開催 民間の居場所運営者が居場所同士また、子どものことで困ったとき等の行政の相談先として近隣の児童館や社会福祉協議会と横のつながりをつくるために情報交換会を実施している。四者連携の取組みを強化し、一体となって子どもの居場所の連携強化や質の向上を目指し、児童館と社会福祉協議会共催で実施した。
イ) 「つながる学習会」の開催 子どもの生活圏内である小さな地区単位に絞り、その中のあらゆる子どもの居場所（フリースクールや不登校の子どもが利用する居場所、学習支援事業や学校など）が参加する「つながる学習会」を定期的開催し、各居場所の取組みの共有や、気になる子どもの事例の共有や相談先の紹介を行うなど、各居場所の課題解決へのサポートにつなげた。

取組みの様子
  不登校の生徒・児童を支援する居場所運営者を集めて「つながる学習会」を開催。団体間での情報共有を踏まえ横のつながりも強化
  子どもの居場所に関わる地域の方、団体、学校関係者を招いての懇談会を実施 地域協力者や学校関係者を招いての地域懇談会

4 期待される効果に対して評価・検証（効果と課題）

（1）効果

①子どもの居場所の充実

児童館の日常的な運営にとらわれずに自由に活動できるフローターが、子どものニーズを踏まえながら積極的に児童館外へアウトリーチ活動を行うことで、これまであまり接点を持つことができなかった様々な居場所の発見につながった。また、そうした居場所に関する情報を可視化することで、子どもたちに分かりやすくその情報を伝えることができた。

さらに、情報が与えられたとしても子どもだけでは行きにくい居場所に、日頃から信頼関係を築いているフローターと一緒に出掛けていくことで、子どもたちが安心して居場所に立ち寄り、利用するきっかけづくりにつながるなど、子どもの居場所の充実に大きく貢献している。この結果、子どもたちの社会的なつながりが広がり、心豊かに成長するための基盤が地域社会の中にあることが子どもたちの目でも確認できるようになってきている。

②居場所間の連携強化

公設公営児童館の職員が居場所間のつなぎ役となることで、民間の居場所同士の連携はもとより、これまで民間の居場所が連携するにはなかなかうまく行かなかった学校や子ども家庭支援センター等、公的機関と民間の居場所の連携も生まれてきている。これにより、福祉的対応が必要な子どもに対して、より広範囲なサポートが可能になり、また学校でのフローターの活動を通じて、児童館の存在を知らない生徒や久しく児童館に来ていない生徒が、児童館へ足を運ぶきっかけにもなっている。さらに、社会福祉協議会とは、子ども食堂やフードパントリー等の事業をきっかけに連携を深めたことにより、多世代間交流も進めることができ、地区における四者連携の充実にも寄与している。このように、フローターの活動がきっかけとなり、地域全体での支援体制が強化され、子どもたちが安心して過ごせる環境が構築されてきている。

③居場所の質の向上

フローターを中心になって関係各所に声を掛け、様々な居場所が集まり、顔が見える関係性を築くことで、地域全体の結びつきが深まっている。また、居場所間でそれぞれの事例を共有しながら、直面する課題について意見を交わし、共に解決策を模索することにより、各居場所間の相互理解が深まるとともに、面的な支援体制の構築に寄与している。さらに、区の子どもの権利条例の策定に合わせて、子どもの権利に関する学習会を開催し、管轄エリア全体で子ども対応の土台となる権利に関する知識や活動内容の質が向上している。さらに、フローターの活動が、これまで児童館職員として取り組んできているものの、職員配置数や事務量の問題でやりきれなかったことでもあるため、フローター以外の児童館職員の、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちに寄り添うことの重要性や必要性の再確認に繋がっており、児童館全体の質が底上げされている。

（２）課題及び対応策

①運営体制の確保

複数の居場所間の定期的な訪問活動や子どもたちの同行支援など、フローターの取り組みは多岐に渡っており、これらの活動を持続的かつ安定的に進めていくためには、フローター配置館が適正な人員で運営されていることが不可欠である。しかしながら、児童指導については、令和９年度以降に予定している児童館の新規整備や、休職者に対応する応援職員の需要増などにより、これまで以上に必要数が増えている一方、福祉職採用選考の申込者数は大きく減少しており、その確保が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、令和６年度から、保育士・幼稚園教諭養成校である大学・短期大学への仕事内容の周知活動を開始するとともに、人事課とも調整のうえ、令和７年度からは福祉Ⅱ類採用選考の見直し（第一次選考における一般教養試験の免除）にも着手している。

②居場所間の更なる連携強化

居場所における子ども支援の質をさらに向上させ、効率的で協力的な支援体制を構築するためには、地域全体でさらに連携を強化していく必要がある。これまで連携が図れていなかった居場所の運営事業者に対しても、訪問と対話を重ねることで信頼関係を築くとともに、連携によって得られるメリットなどを具体的に伝えていくことで横のつながりを強化していく。

③各コーディネーターとの連携

妊娠中の方や乳幼児の保護者を支援する子育て支援コーディネーターや、若者の自立等を支援するユースコーディネーターなど、区内では様々な分野でコーディネーターが活躍している。区内において子ども・子育て家庭への支援を重層的に取り組んでいくために、フローターをはじめとする各コーディネーターが有機的につながり、密接に連携していく必要がある。そのためには、公設公営の児童館職員である、フローターが情報共有や福祉的対応を協働的に推進することを目指し、各コーディネーターの中心的役割を担っていく。

5 フローター本格実施に向けて

この間のモデル事業の取り組みにより、子どもの居場所の充実に向けた様々な効果、さらには四者連携を推進し、地域・地区の活性化に寄与する影響が確認できた。また、地域・地区ごとに子どもの居場所の数や事業内容にも特色があり、その特色を活かすために、より多くの児童館にフローターを配置する必要があることが分かった。

こうしたモデル事業の実績を踏まえ、フローターの配置を本格実施することとし、まずは5地域での展開をめざし、フローター未配置地域に順次配置することとする。さらに、各地域に1名ずつフローターを配置した後、地域の範囲が広く、情報の把握や居場所間の連携等に負担や困難が多い地域においてはフローターを追加で配置することを目指す。

一方、フローターの専門性や特殊性に鑑みると、今後新たにフローターを選任するにあたり、これまでの取組みの中で蓄積したノウハウを継承し、フローターを育成していくことが必要である。また、フローター全体を統括し、活動方針がぶれないように効果的に管理する役割を担うスーパーバイザーが必要となることが想定されることから、そのあり方については、引き続き検討する。

なお、現在、福祉Ⅱ類の採用が困難な状況にあること、令和9年度以降においては児童館の新規整備に伴う児童指導の確保等が必要になることから、児童指導の確保の進捗と、その時点の児童指導全体の採用数や必要数、配置の優先順位等を勘案して、最終的に配置時期を後ろ倒しにする可能性も想定する。

<実施スケジュール（想定を含む）>

令和8年度	等々力児童館（玉川地域）、粕谷児童館（烏山地域） フローター未配置地域1館（配置する地域及び館は今後検討）
令和9年度以降	フローター未配置地域に順次配置